

官

報

号外 昭和三十七年四月二十日

○第四十回 衆議院会議録 第三十九号

昭和三十七年四月二十日(金曜日)

議事日程 第三十六号

昭和三十七年四月二十日

午後二時開議

第一 災害対策基本法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 不当景品類及び不当表示防

止法案(内閣提出)

第四 農地法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 農業協同組合法の一部を改正する法律案(第三十九回国会、内閣提出)

会、内閣提出)

○本日の会議に付した案件

議員請暇の件

藤山発言と経済政策に関する緊急質問(松原喜之次君提出)

日程第一 災害対策基本法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
日程第三 不当景品類及び不当表示防
止法案(内閣提出)
日程第四 農地法の一部を改正する法律案(第三十九回国会、内閣提出)

日程第五 農業協同組合法の一部を改正する法律案(第三十九回国会、内閣提出)

○議長(清瀬一郎君) これより会議を開きます。

議員請暇の件

○議長(清瀬一郎君) お詫びいたしま

す。
議員松村謙三君、同竹山祐太郎君、同

井出一太郎君及び同田川誠一君から、
海外旅行のため、四月三十日から五月

七日まで八日間請暇の申し出がござい
ます。これを許可するに御異議あります
せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認め
ます。よって、許可するに決しました。

総理は、その福知山談話におきまし
て、現在、日本経済は明るい雰囲気に

ある、国際收支は十一月に必ず均衡す
ると述べておられます。このような方
が、このようない根拠のない発言に

対しては、財界の中にさえ批判の声が
あることは周知の事実であります。

(拍手)
藤山発言と経済政策に関する緊急

質問(松原喜之次君提出)

○田邊國男君 議事日程追加の緊急動
議を提出いたします。

すなわち、この際、松原喜之次君提
出、藤山発言と経済政策に関する緊急
質問を許可されることを望みます。

○議長(清瀬一郎君) 田邊國男君の動
議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認
めます。よって、日程は追加せられま
した。

藤山発言と経済政策に関する緊急質
問を許可いたします。松原喜之次君。

〔「松原喜之次君登壇〕

○松原喜之次君 私は、日本社会党を
代表いたしまして、去る四月十三日、經
濟企画長官藤山さんが經濟同友会の

総会で述べられた演説、及び池田総理
が、四月八日、福知山の記者会見を行
なった談話に關連いたしまして、池田

内閣の経済政策の基本に關して質問
をいたそととするものであります。

よう大きな食い違いを示すといふこ
とにあります。(拍手) 総理大臣と經濟閣僚
との間に、その基本認識においてこの
相違のあることを知るに至つたからで
あります。

とは、單に言葉のあやなどをもつて言
いのがれのできる性質のものではなく
て、もっと本質的なものであります。

その証拠に、藤山長官は、わざわざそ
のあとで記者会見を行なつて、その波
紋をわらげ、取り静めようとされま
したが、たまたまその際、自分の発言

を独走と責めるならば、池田総理や佐
藤通産大臣もそれ放言しているで
はないかと言われたと伝えられておる
のであります。けだし、長官の真意を

最も正直に告白した言葉であろうと思
います。しかしそれは同時に總理、經企
廳長官、通産大臣といふよう

な、經濟政策について決定的な發言權
を持つ重要閣僚の間に、現状認識に
して重大な食い違いがあり、それぞれ

勝手に自分の思うところをしゃべりま
くつて、全然統一がとれていない事実

を露呈したものにはなりません。

(拍手)

私は、今ここで閣内の意見不統一について、一々具体例を引用することをやめて、单刀直入に池田総理、藤山長官、佐藤通産大臣に対して、次のことを御質問いたしたいと存じます。

第一点、現在、日本経済は満足すべき状態にあると思われるか、それともこのままでは大へんなどたんばに迫り込まれる危機をはらんでいると思われるか。第二点は、本年十一月に、首相は国際収支の均衡を達成できると言つておられます、はたして達成できると思つかどうか、さらにお伺いするのであります。第三点、右の目標を達成するためには、現在の政策のままよいと思われるのか、それとも、もつと思い切った対策をとる必要があると考えられるのか、もしその必要があると考えられるのであります。三閣僚のそれぞれ信念に従つての率直な御答弁をお願いしたいと存じます。(拍手)

第二に質問いたしたいことは、池田内閣の高度成長政策についてであります。高度成長政策の根柢にある思想は、一言にして言えば、大企業の設備投資を続けてさえいけば、経済は無限に成長するという考え方であります。この考え方を推し進めて参りまするならば、およそ経済には好況と不況の波はあり得ないということになるのであり

ます。また、設備投資さえ続ければ万事うまく

ことは、過去十年の歴史を振り返つただけでもよくわかるところであります。

か二年目の今日、早くも物価は急激に上がり、貿易の収支は赤字が続き、反面、政府や日経連は、所得倍増どころか、賃金を上げまいと懸命になつて押上げることとは御承知の通りであります。

高成長政策すなわち所得倍増計画は明らかに失敗しているのであります。

そこで、私は最後に、池田総理と藤

山長官、佐藤通産大臣の御見解を承りたいのであります。

そこで、私は次の三点について、藤

山長官にお伺いいたしたいことは、第

一、二、三の問題であります。そこで、私は、さきの演説において、現在の経済

は、すなわち、第一点は、現在の困難な

の行き詰まりについては政府も反省すべきであると述べ、みずから内閣の責任を強調されたのであります。これと考

えるかどうか。第二点、現在の設備投

資を思い切って抑制しなくとも日本經

済は順調に発展すると考えておられる

かどうか。第三点は、設備投資を規制するとしたら、それは政府の直接統制

でこれを行なうのか、それとも民間の

自主調整にまかすのか。この点につい

て通産大臣と企画庁長官の的確なる御

答弁をお伺いいたしたいのであります。(拍手)

第三に、私は経済運営についての政府の責任に関しお尋ねいたします。池田総理は、福知山談話で、物価の値上

げることとはこの池田にまかしてくれと言わされました。しかし物価は上がった

のです。およそ物価は、経済の動きの代表的な現われであり、特に消費物価の値上がりは直ちに国民の生活

水準の低下をもたらすのであります。

この際、私の特に申し上げたいこと

は、池田総理は、みずからの運算や失敗に対し、全力を傾けてそれは正午改

善に努力することこそが私の責任であ

ります。およそ物価は、いかなる失政があつても、依然としてその職にとどまるということは、独裁政治の形で

述べておられます。さきに総理は、経

済のことはこの池田にまかしてくれと

ありますまい。私は大方の国民にかわ

れて、いわゆる社会資本の充実を期する

ことあります。この二つを実行すれば

は、経済成長率は下がりますが、そ

れとともに環境施設の改善をはかつて、國民の生活水準は上がるのです。

かわり國民の生活水準は上がるのです。

あります。國民が求めているのは、見せかけの経済成長率の数字そのものでは

ありません。現に物価が下がつて暮ら

しが樂になり、貧富の差が少なくなる

ことがあります。それに対し、あく

まで設備投資の増大による経済成長を説くのは見当違いと断ぜざるを得ませ

ん。

そこで、私は次の三点について、藤

山長官にお伺いいたしたいことは、第一

に、今日、経済のことをまかしてくれと

言われた總理みずからが、今は物価の値上がりを國民のせいにしようとする

田さんのために惜しむものであります。

そこで、私は最後に、池田総理と藤

山長官にお伺いいたしたいことは、第一

に、今日、経済のことをまかしてくれと

と存するのであります。(拍手) さうに、藤山企画戸長官といたされては、すでに基本的認識を異にして、内閣の施策や首相の考え方に対し、きびしい批判を公にせられた以上、その職を離すに言葉の上で翻案せらるべき事態ではないであります。總理並びに藤山長官の誠意ある御答弁を期待いたしまして、私の質問いたしました。〔国務大臣(池田勇人君登壇) お答え申上げます。」

(拍手)従いま
観論でもなく
おるものでは
しておる一人
して、昨年九月
立て、これを
最近におきま
押えるための
国際收支の悪
えるべく、全
でござります。

して私は、決して万年寒化ともいひません。この状態を甘く考えて、このままではございません。従いまして、このままではございません。最も心配なのは、經濟の総合対策を打ち立てて、執行しておると同時に、物価の値上がりをしては物価の値上がりを抑制するための総合対策を打ち立てて、身の努力を続けておるの

切な措置をとることは当然のこととしておきます。（拍手）
次に、物価問題に対しまする政府の責任と、私の国民に対しまする御協の要求について申し上げます。

今回の物価の値上がりというものは、先ほど申し上げました設備投資行き過ぎ、あるいは自由化のための資等々、いろいろ原因がござります。こういう面につきましては、私は常申しております通り、政府が全責任負うことは当然でございます。しか

考の力の投の。にしをさします。この事り切る申すまて、政のことは、いたしのは、○國務〔國〕ありますよつてあります。

、わが党のものが務めであるが務めです。（拍手）

政策を着実に実行すると考えておるの

おいて、樂組においては、もれなく、樂團の國際化をめざすことを目標とし、四十出の力士が、日々の練習と稽古で、その目標に向かって努力している。

私は全力をあげてこの問題に取り組むことなしに、ある意味では非常に悲観的であるかも知れぬ。けれども、その努力を続けて参らるべく考へております。十一月の収支が改善、均衡を保ち得るか否かも、たゞいま申し上げましても、なほ經濟基盤の確立を十分に達成しないなかにかかるのでござつて、従つて、われわれは、努力をして十一月四十七億ドルの輸入額を八億ドルの輸入という目標を

の経済政策でよいかとい
うべきまで日本の国情に沿つ
るところまで日本が成長を続
けていきます。これが、われわれ
による成長を続ける政策を
た高度成長を抑える政策を
おもにいたします。したが
ります。従いまして、
あります。(拍手)
であります。(拍手)

また、片一方におきまして、物価の上りがりの原因が高度成長の行き過ぎからでなしに、社用消費の行き過ぎあるいは便乗的値上げもなきにしらずであります。(拍手)従いまして、經濟の主体である民間も、また國民經濟全体への影響をお考え下さいまし政府に御協力を願いたいというのが私の真意であります。(拍手)私は、あくまで過去の日本の歩んできたその成長を続けて、われわれの生きの向上をはかり、ほんとうに國土の全と生活水準の向上が、われわれの施策によつて今日まで持ち続けられたであります。この情勢を、今後とも國とともに努力して実現することを、こにはつきり申し上げ、私のこれが責任であることを申し上げます。従つてして、いたずらに一時の状況を見て事な職責を離れるということは毛頭考えておりません。私は田民の負託

ものは、ておら、て、従
のをゆたしまかってこ
ります。あるいは、表
も、裏定いたす、裏
われわれいまし
に、こ払いま
しに、こ払
善に向ならぬ
来てい
し真剣來の經
と考え

まだ十分現われて、
して經濟の安定を
の総合政策ととい
なしに十分努力を
して經濟の安定を
はならぬ段階だと
一月危機が過ぎ、
起きたと申しまし
状態にかかわりま
の状態は必ずしも
はございません。然
おきまして、
しては最大の努力
して氣を許すことと
私にこの状態の
組んで参らなければ
よせんけれども、
参らなければ、常
非常な悪化をす
ます。その意味で

おいて、私は全力をあげてこの問題に、樂觀することなしに、ある意味においては非常に悲觀的であるかも知れませんけれども、その努力を續けて参りたい、こう考えております。十一月の国際収支が改善、均衡を保ち得るかということも、ただいま申し上げましたような経済基盤の確立を十分に達成し得るかいなかにかかるておるのでございまして、従つて、われわれは、努力目標として十一月四十七億ドルの輸出、四十八億ドルの輸入という目標を立ててやつて参つてきましたのであります。せんけれども、今日の状況下におきましては、輸入については必ずしも樂觀しては、輸入について是必ずしも樂觀を許さない点があるのであります。これららの点につきましては、われわれは十分な戒心をして、今後の国内設備投資その他の問題に対処して参らなければならぬと思うのでござります。従つて、今日の段階におきまして、昨年とりました九月の総合対策をゆるめることなしに続けて参りますこと、そうしていわゆる樂觀ムードを一掃して各人がそれぞれそういう状況にあるといふ上に立ちまして、政府も国民とともに手をつけないでいきますことによつて、私は十分目的を達し得ると思うのでござります。もしそうでなければ、先ほど申しましたような困難な事態に対処

に立ちまして、通産省といたしましては積極的に輸出振興策あるいは設備投資調整の対策、これらを実施いたしました。経済の鎮静化をはかつて、国際収支の面におきましても、計画目標を達成するよう最も善の努力を払つています。

また、今日の経済情勢の悪化の原因は、過大な設備投資にあるのではないが、こういうお尋ねでございます。この点は、昨年の夏以来、政府が総合的景気調整策を樹立いたしましたが、その際に指摘いたしましたのは、設備投資の過大あるいは消費等の最終需要各部門の増加のテンポが、若干私どもの予想したよりも早かつた、こういうふうに考そられましたので、これらについての対策を講じて参つたのでござります。しかし、この設備投資は、私がいたしましても、今日もなお民間においては依然強い設備投資の意欲を示しております。従いまして、企業の意欲通りの投資を行なわせるということは、現在の経済情勢から見て、これは妥当ではない、かように私どもは考えますので、今日とつております態度を堅持して参るつもりでございます。

もちろん設備投資の抑制に際しましても、輸入部門の打開であるとか自由化対策、これらを十分に考えまして所要の調整を加えていくつもりであります。

す。この調整を加えて参ります場合に、民間経済、ことに金融関係等から自主的な規制が望ましいことは申さないところでございます。私どもいたしましては、民間の自主調整が円滑に行なわれるということを助けたる意味におきまして、通産省の産業合理化審議会、産業資金部会、これらを活用いたしまして、行政的な指導援助をいたす考え方でございます。(拍手)

○護長(清瀬一郎君) 松原君より再質問をいたしたいとの申し出がありま

す。これを許します。松原君之次君。

〔松原喜之次君登壇〕

○松原喜之次君 三閨僚からまことに御重なる御答弁を得ておるのでありますけれども、実は通産大臣の御答弁

われわれは、自由民主党を基盤とした政党内閣でございます。従いまして、内閣は合議体によって一致した意見でまっすぐ進んでおります。一糸も乱れていないことをはつきり申し上げます。(拍手)

○護長(清瀬一郎君) 以上をもつて、緊急質問並びにこれに対する答弁を終わりました。

○護長(清瀬一郎君) 第二条第一項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 災害緊急事態の布告

第十二条第五項中「をもつて充てる」を「及び学識経験のある者の中から、内閣総理大臣が任命する」に改める。

第三項中「をもつて充てる」を「及び学識経験のある者の中から、内閣総理大臣が任命する」に改める。

第六条 内閣総理大臣は、前条の規定により災害緊急事態の布告を発したときは、これを発した日から二十日以内に国会に付託し、その布告を発したことを議院して、その承認を求める場合は、その後最初に召集された日から二十日以内に国会に付託し、その承認を求める場合は、その承認を認めなければならぬ。ただし、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合は、その後最初に召集された日から二十日以内に国会に付託し、その承認を認めなければならない。

2 前項の布告には、その区域、布告を必要とする事態の概要及び布告の効力を明示しなければならない。

(国会の承認及び布告の廃止)

○護長(清瀬一郎君) 日程に入りました。

日程第一 災害対策基本法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(清瀬一郎君) 日程に入りました。

第三項中「をもつて充てる」を「及び学識経験のある者の中から、内閣総理大臣が任命する」に改める。

第六条 内閣総理大臣は、前条の規定により災害緊急事態の布告を発したときは、これを発した日から二十日以内に国会に付託し、その布告を発したことを議院して、その承認を求める場合は、その後最初に召集された日から二十日以内に国会に付託し、その承認を認めなければならぬ。ただし、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合は、その後最初に召集された日から二十日以内に国会に付託し、その承認を認めなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の場合において不承認の議決があつた

第百五条から第百九条までを次のように改める。

(災害緊急事態の布告)

第二条 災害対策基本法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(清瀬一郎君) 第二条第一項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 災害緊急事態の布告

第十二条第五項中「をもつて充てる」を「及び学識経験のある者の中から、内閣総理大臣が任命する」に改める。

第三項中「をもつて充てる」を「及び学識経験のある者の中から、内閣総理大臣が任命する」に改める。

第六条 内閣総理大臣は、前条の規定により災害緊急事態の布告を発したときは、これを発した日から二十日以内に国会に付託し、その布告を発したことを議院して、その承認を求める場合は、その後最初に召集された日から二十日以内に国会に付託し、その承認を認めなければならぬ。ただし、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合は、その後最初に召集された日から二十日以内に国会に付託し、その承認を認めなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の場合において不承認の議決があつた

とき、国会が災害緊急事態の布告の廃止を議決したとき、又は当該布告の必要がなくなったときは、すみやかに、当該布告を廃止しなければならない。

(緊急災害対策本部)

第一百七条 内閣総理大臣は、第五条の規定による災害緊急事態の布告があつたときは、国家行

政組織法第八条の規定にかかる、閣議にかけて、臨時に総理府に緊急災害対策本部を設置するものとする。この場合において、当該緊急災害対策本部の所管区域は、当該災害緊急事態の布告に係る地域とする。

2 前項の規定により緊急災害対策本部が設置された場合において、当該災害に係る非常災害対策本部が既に設置されているときは、当該非常災害対策本部が既に設置されるものとし、緊急災害対策本部が當該非常災害対策本部の所掌事務を承継するものとする。

3 第百五条の規定による災害緊急事態の布告が廃止されたときは、緊急災害対策本部は、廃止されるものとする。

第一百八条 緊急災害対策本部の長は、緊急災害対策本部長として、内閣総理大臣をもつて充てる。

2 緊急災害対策本部に、緊急災害対策副本部長、緊急災害対策本部員その他の職員を置く。

3 緊急災害対策副本部長は、國務大臣をもつて充てる。

4 前三項に定めるもののほか、第二十五条第二項、第四項及び第五項(非常災害対策副本部長に係る部分を除く)、第二十六条、第二十七条並びに第二十八条の規定は、緊急災害対策本部の組織及び所掌事務、緊急災害対策本部員に対する指定行政機関の長の権限の委任並びに緊急災害対策本部長の権限について準用する。この場合において、

第二十六第二号中「非常災害」とあるのは「災害緊急事態」と、同条第三号中「第二十八条」とあるのは「第一百八条第四項において準用する第二十八条」と読み替えるものとする。

5 緊急災害対策本部長は、前項において準用する第二十八条の規定による権限の全部又は一部を緊急災害対策副本部長に委任することができる。

6 緊急災害対策本部長は、前項の規定により委任をしたとき

政令には、その政令の規定に違反した者に対する二年以下の懲役若しくは禁錮、十万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑を科し、又はこれを併科する旨の規定、法人の代表者又は人その他の従業者がその法人又は人の業務に関してその政令の違反行為をした場合に、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金、科料又は没収の刑を科する旨の規定及び没収すべき物件の全部又は一部を没収する旨の規定を設けることができる。

(緊急措置)
第一百九条 災害緊急事態に際し国共の福祉を確保するため緊急の経済の秩序を維持し、及び公定し、又は参議院の緊急集会を求めてその措置をまつとまがないときは、内閣は、次の各号に掲げる事項について必要な措置をとるため、政令を制定することができる。

1 その供給が特に不足している生活必需物資の配給又は譲渡若しくは引渡しの制限若しくは禁止

2 災害応急対策若しくは災害復旧又は国民生活の安定のため必要な物の価格又は役務その他の給付の対価の最高額の決定

3 内閣は、第一項の規定により政令を制定した場合において、その必要がなくなつたときは、直ちに、これを廃止しなければならない。

4 内閣は、第二項の規定により政令を制定したときは、直ちに、国会の臨時会の召集を決定し、又は参議院の緊急集会を求めるべき場合には、その政令を代わる法律が制定される措置をとり、その他の場合には、その政令を制定したことについて承認を認めなければならぬ。

5 第一項の規定により制定された政令に罰則が設けられたときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。

6 前項の規定により制定された政令には、その政令の適用については、その政令が廃止され、若しくはその有効期間が終了したものを

罰金、拘留、科料若しくは没収の刑を科し、又はこれを併科する旨の規定、法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関してその政令の違反行為をした場合に、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金、科

罰金、拘留、科料若しくは没収の刑を科し、又はこれを併科する旨の規定、法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関してその政令の違反行為をした場合に、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金、科

たは譲渡もしくは引き渡しの制限もしくは禁止であり、その二は、災害応急のため必要なものまたは役務等の最高価額の決定であり、その三は、賃金、災害補償付金その他の労働関係に基づく金銭及びその支払いのための銀行との他の金融機関の預金等の支払い以外の金銭債務の支払い延期及び権利の保存期間の延長であります。

さらに、内閣は、災害緊急事態の布告を発したときは、できる限りすみやかに国会の承認を求め、また緊急措置のための政令を発したときは、直ちに臨時国会の召集を決定し、または参議院の緊急集会を求めて、その政令にかわる法律制定の措置をとり、または政令制定の承認を求めなければならぬこととする等の規定を設けているのであります。

なお、中央防災会議の委員には、指定行政機関の長のほかに、新たに学識経験者を加えることとしているのであります。

本法案は、以上のほか、災害対策基

災害派遣法の一部を改正して、助対策協議会を廃止し、救助費に対する支給が行なわれる國庫負担の引き上げ等を行なうこととし、また地方自治法の一部を改正して、地方公共団体が支給することがある手当の種類に災害派遣手当を加える等、規定の整備を行なっていることとあります。

な検討を加え、長期的、効果的な計画の構立と推進に努め、災害の原因を根絶するよう万全の措置を講すべきである。

○副議長〔原傳三郎君〕 日程第一 恩給法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

恩給法等の一部を改正する法律案

国会に提出する

昭和三十七年二月八日

内閣総理大臣 池田勇人

律

(恩給法等の一部改正)

第一卷 應給法〔大正十一年法律第

卷之三

卷之三

元超五〇五四〇〇以下ノモノ

ヨリ超エ三六、八〇〇円以下ノモノ

二〇〇四以下ノモノ

内ヲ超エ一八八、七〇〇円以下ノモノ

一九四〇年以下ノモノ

第四号表

退職當時ノ俸給年額	率
五九六、五〇〇円以上ノモノ	一七・〇割
五四八、五〇〇円ヲ超エ五九六、五〇〇円未満ノモノ	一七・五割
五二四、五〇〇円ヲ超エ五四八、五〇〇円以下ノモノ	一八・〇割
五〇五、四〇〇円ヲ超エ五二四、五〇〇円以下ノモノ	一八・五割
三五六、六〇〇円ヲ超エ五〇五、四〇〇円以下ノモノ	一九・〇割
二〇三、一〇〇円ヲ超エ三五六、六〇〇円以下ノモノ	二〇・〇割
一九五、一〇〇円ヲ超エ二〇三、一〇〇円以下ノモノ	二〇・五割
一八八、七〇〇円ヲ超エ一九五、一〇〇円以下ノモノ	二一・〇割
一八二、四〇〇円ヲ超エ一八八、七〇〇円以下ノモノ	二一・五割
一七六、七〇〇円ヲ超エ一八二、四〇〇円以下ノモノ	二一・〇割

昭和三十七年四月二十日 衆議院会議録第三十九号 災害対策基本法等の一部を改正する法律案

恩給法等の一部を改正する法律案

九
一
九

二二・五割

二三・〇割

二四・〇割

二四・五割

二五・〇割

二五・五割

二六・〇割

二六・五割

二七・〇割

一七、〇〇〇円ヲ超エ一七六、七〇〇円以下ノモノ
一六六、一〇〇円ヲ超エ一七一、〇〇〇円以下ノモノ
一六一、二〇〇円ヲ超エ一六六、一〇〇円以下ノモノ
一五五、三〇〇円ヲ超エ一六一、一〇〇円以下ノモノ
一五一、二〇〇円ヲ超エ一五六、三〇〇円以下ノモノ
一四七、六〇〇円ヲ超エ一五一、一〇〇円以下ノモノ
一四四、〇〇〇円ヲ超エ一四七、六〇〇円以下ノモノ
一三八、五〇〇円ヲ超エ一四四、〇〇〇円以下ノモノ
一三三、二〇〇円ヲ超エ一三八、五〇〇円以下ノモノ
一三二、一〇〇円以下ノモノ

右ニ掲タル率ニ依リ計算シタル年額が七一、四一〇円未満ト為ルトキニ於ケル第七十五
条第一項第二号ニ規定スル扶助料ノ年額ハ、七一、四一〇円(退職當時ノ俸給年額ガ一二
年額ノ割合ヲ乗ジテ得タル額)トス

二四〇〇円未満ナルトキハ、七一、四一〇円ニ二二・四〇〇円ニ対スル退職當時ノ俸給

(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)
第一条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号)の一部を次のよう
に改正する。

附則第十三条第一項中「前項」を「第一項」に改め、同項を第三項とし、同条第一項の次に次
の一項を加える。

2 恩給法第四十六条に規定する普通恩給又は同法第七十五条第一項第一号に規定する扶助料
以外の扶助料についての前項の規定の適用については、同項中「仮定俸給年額」とあるのは、
「仮定俸給年額に千分の千百二十四(仮定俸給年額が十萬八千二百円であるときは千分の千百
三十一、十二万三千百円であるときは千分の千百二十五)を乗じて得た額(その額に、五十円
未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百
円に切り上げるものとする。)」の年額」とする。

附則第四十二条の次に次の一条を加える。

(刑に処せられたこと等により恩給を受ける権利又は資格を失つた者の年金たる恩給を受け
る権利の取得)

第四十三条 禁錮以上の刑に処せられ、恩給法第九条又は第五十一条の規定により恩給を受ける
権利又は資格を失つた公務員で次の各号の一に該当するもの(その処せられた刑が三年(昭和
二十二年五月二日以前にあつては二年)以下の懲役又は禁錮の刑であつた者に限る。)のうち、
その刑に処せられなかつたとしたならば年金たる恩給を受ける権利を有すべきであつた
者又はその遺族は、昭和三十七年十月一日(同日以後次の各号の一に該当するに至つた者に
ついては、その該当するに至つた日の属する月の翌月の初日)から、当該年金たる恩給を受け
る権利又はこれに基づく扶助料を受ける権利若しくは資格を取得するものとする。

一 恩赦法(昭和二十二年法律第二十号)同法施行前の恩赦に関する法令を含む。)の規定に
より刑の言渡しの効力が失われたものとされた者

二 刑法(明治四十年法律第四十五号)第二十七条の規定により刑の言渡しの効力が失われた
ものとされた者

2 懲戒又は懲罰の処分により退職し、恩給法第五十一条の規定により恩給を受ける資格を失
つた公務員で、公務員等の懲戒又は懲罰等に関する法律(昭和二十七年法律第百十七号)に基づく
法令(同法施行前の懲戒又は懲罰の免除に関する法令を含む。)の規定により懲戒又は懲罰を
免除されたもののうち、当該懲戒又は懲罰の処分がなかつたとしたならば年金たる恩給を受
ける権利を有すべきであつた者又はその遺族は、昭和三十七年十月一日(同日以後懲戒又は
懲罰の免除を受けた者については、その免除を受けた日の属する月の翌月の初日)から、当
該年金たる恩給を受ける権利又はこれに基づく扶助料を受ける権利若しくは資格を取得する
ものとする。

退職當時ノ俸給年額	率
五九六、五〇〇円以上ノモノ	一一・八〇割
五四八、五〇〇円ヲ超エ五九六、五〇〇円未満ノモノ	一三・二〇割
五四四、五〇〇円ヲ超エ五四八、五〇〇円以下ノモノ	一三・六〇割
五四五、四〇〇円ヲ超エ五四四、五〇〇円以下ノモノ	一四・〇〇割
三四三、六〇〇円ヲ超エ四五五、四〇〇円以下ノモノ	一四・三〇割
三三六、八〇〇円ヲ超エ三五三、六〇〇円以下ノモノ	一四・七〇割
一九五、一〇〇円ヲ超エ三三六、八〇〇円以下ノモノ	一五・〇〇割
一七六、七〇〇円ヲ超エ一九五、一〇〇円以下ノモノ	一五・五〇割
一七一、〇〇〇円ヲ超エ一七六、七〇〇円以下ノモノ	一六・〇〇割
一六六、一〇〇円ヲ超エ一六六、一〇〇円以下ノモノ	一六・五〇割
一六一、二〇〇円ヲ超エ一六一、一〇〇円以下ノモノ	一六・九〇割
一五五、三〇〇円ヲ超エ一六一、一〇〇円以下ノモノ	一七・四〇割
一五一、二〇〇円ヲ超エ一五六、三〇〇円以下ノモノ	一八・〇〇割
一四七、六〇〇円ヲ超エ一五一、一〇〇円以下ノモノ	一八・三九割
一四四、〇〇〇円ヲ超エ一四七、六〇〇円以下ノモノ	一八・八三割
一三八、五〇〇円ヲ超エ一四四、〇〇〇円以下ノモノ	一九・三〇割
一三三、二〇〇円ヲ超エ一三八、五〇〇円以下ノモノ	一九・八一割
一三二、一〇〇円以下ノモノ	二〇・三〇割

右ニ掲タル率ニ依リ計算シタル年額ガ四三、四五二円未満ト為ルトキニ於ケル第七十五
条第一項第三号ニ規定スル扶助料ノ年額ハ、四三、四五二円(退職當時ノ俸給年額ガ一二
年額ノ割合ヲ乗ジテ得タル額)トス

3 前二項の規定は、公務員の死亡後恩給法に規定する扶助料を受ける権利又は資格を失うべき事由に該当した遺族については、適用しないものとする。
附則別表第一を次のように改める。

附則別表第一

階級	仮定期給年額
大將	八一四、八〇〇円
中將	六八一、七〇〇円
少將	五三〇、七〇〇円
大佐	四四九、六〇〇円
中佐	四二三、九〇〇円
少佐	三三三、六〇〇円
大尉	二六九、五〇〇円
中尉	二一〇、六〇〇円
少尉	一八五、〇〇〇円
准士官	一六二、三〇〇円
曹長又は上等兵曹	一三四、五〇〇円
軍曹又は一等兵曹	一二八、一〇〇円
伍長又は二等兵曹	一一三、一〇〇円
兵	一〇八、二〇〇円

備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。

附則別表第三(中)

備考

各階級は、これに相当するものを含むものとする。

を

右に掲げる率により計算した年額が附則第十四条に規定する率がその者と同一である直近下位の階級の者について計算した場合の年額に満たないときにおける者の恩給法第七十五条第一項に規定する扶助料の年額は、当該直近下位の階級の者の恩給法別表第三号に規定する扶助料の年額と同額とする。

備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。

に

附則別表第三(中)

備考

各階級は、これに相当するものを含むものとする。

を

右に掲げる率により計算した年額が附則第十四条に規定する率がその者と同一である直近下位の階級の者について計算した場合の年額に満たないときにおける者の恩給法第七十五条第一項に規定する扶助料の年額は、当該直近下位の階級の者の恩給法別表第三号に規定する扶助料の年額と同額とする。

備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。

に

改める。

附則

仮定期給年額

改める。

附則別表第四中「一四、〇〇〇円」を「一一一、〇〇〇円」に改める。

附則別表第五中「一六、〇〇〇円」を「一五、〇〇〇円」に、「一三、〇〇〇円」を「一〇、〇〇〇円」に、「一九、〇〇〇円」を「一六、〇〇〇円」に、「一五、〇〇〇円」を「一一、〇〇〇円」に

改める。

(旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一一部改正)

第三条 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律(昭和三十一年法律第百七十七号)の一部を次のように改正する。

右に掲げる率により計算した年額が

法律第百五十五号附則第十四条に規定する率がその者と同一である直近下位の階級の者について計算した場合の年額に満たないときにおける者の恩給法別表第三号に規定する扶助料の年額は、当該直近下位の階級の者の恩給法別表第三号に規定する扶助料の年額と同額とする。

備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。

を

を

右に掲げる率により計算した年額が法律第百五十五号附則第十四条に規定する率がその者と同一である直近下位の階級の者について計算した場合の年額に満たないときにおける者の恩給法別表第三号に規定する扶助料の年額は、当該直近下位の階級の者の恩給法別表第三号に規定する扶助料の年額と同額とする。

備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。

を

を

改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。ただし、第一条恩給法別表第三号附則第十一条第一項に規定する旧軍人(以下「旧軍人」という。)を除く、以下附則第十一条において同じ。)若しくは公務員に準ずる者(法律第百五十五号附則第十一条第一項に規定する旧軍人(以下「旧準軍人」という。)を除く。以下附則第十一条において同じ。)又はこれらの者の遺族に給付する普通恩給又は扶助料については、昭和三十七年十月分(同年十月一日以降給与事由の生ずる月分)以降、その年額を、次の各号に掲げる年額に改定する。ただし、改定年額が従前の年額に達しない者については、この改定を行わない。

第二条 昭和二十八年十二月三十一日以前に給与事由の生じた文官等の恩給の年額の改定

附則第十一条第一項に規定する旧軍人(以下「旧軍人」という。)を除く、以下附則第十一条において同じ。)若しくは公務員に準ずる者(法律第百五十五号附則第十一条第一項に規定する旧軍人(以下「旧準軍人」という。)を除く。以下附則第十一条において同じ。)又はこれらの者の遺族に給付する普通恩給又は扶助料については、昭和三十七年十月分(同年十月一日以降給与事由の生ずる月分)以降、その年額を、次の各号に掲げる年額に改定する。ただし、改定年額が従前の年額に達しない者については、この改定を行わない。

第一号及び第三号に掲げる普通恩給及び扶助料以外の普通恩給及び扶助料については、その年額の計算の基礎となつている俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第一の仮定期給年額

を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法及び法律第百五十五号附則の規定によつて算出して得た年額

二 恩給法等の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第百二十四号)。(以下「法律第百二十四号」といふ。)附則第四条第一項第二号に掲げる普通恩給及び扶助料については、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第一の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法及び法律第百五十五号附則の規定によつて算出して得た年額

三 法律第百二十四号附則第四条第一項第三号に掲げる普通恩給及び扶助料については、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第三の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法及び法律第百五十五号附則の規定によつて算出して得た年額

第三条 前条の規定により年額を改定された普通恩給を受ける者(増加恩給又は傷病年金と併給される普通恩給を受ける者を除く。)又は扶助料を受ける者(妻及び子を除く。)については、六十才に満ちる日の属する月分まで、改定年額と改定前の年額との差額を停止する。この場合において、扶助料を受ける者が二人あり、かつ、その二人が扶助料を受けていたときは、そのうちの年長者が六十才に満ちた月をもつて、その二人が六十才に満ちた月とみなす。

2 前条の規定により年額を改定された普通恩給を受ける者(増加恩給と併給される普通恩給を受ける者を除く。)又は扶助料を受ける者については、前項の規定によるほか、昭和三十九年六月分(昭和三十八年九月三十日において七十才に満ちている者については昭和三十八年九月分、同年十月一日以後昭和三十九年五月三十一日までの間に七十才に満ちる者については七十年才に満ちた日の属する月分)まで、改定年額と改定前の年額との差額の十分の五を停止する。

3 第一項後段の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第一項後段の規定中「六十才」とあるのは、「七十才」と読み替えるものとする。

(公務傷病恩給に関する経過措置)

第四条 昭和三十七年九月三十日において現に増加恩給(第七項症の増加恩給を除く。以下本条において同じ。)を受けている者については、同年十月分以降、その年額(恩給法第六十五条第二項から第七項までの規定による加給の年額を除く。)を改定後の恩給法別表第二号表の年額に改定する。ただし、改定年額が従前の年額に達しない者については、この改定を行なわない。

2 昭和三十七年九月三十日以前に給与事由の生じた増加恩給の同年同月分までの年額の計算について、なお従前の例による。

第五条 昭和三十八年六月三十日以前に給与事由の生じた傷病賜金の金額の計算については、なお従前の例による。

第六条 昭和三十七年九月三十日において現に第七項症の増加恩給を受けている者については、

昭和三十七年十月分以降、その年額(法律第百五十五号附則第二十二条第三項ただし書において準用する恩給法第六十五条第二項から第六項までの規定による加給の年額を除く。)を改定後の法律第百五十五号附則別表第四の年額に改定する。ただし、改定年額が従前の年額に達しない者については、この改定を行なわない。

2 昭和三十七年九月三十日以前に給与事由の生じた第七項症の増加恩給の同年同月分までの年額の計算については、なお従前の例による。

第七条 昭和三十八年六月三十日において現に傷病年金を受けていた者については、同年七月分以降、その年額を改定後の法律第百五十五号附則別表第五の年額に改定する。ただし、改定年額が従前の年額(法律第百五十五号による改定前の恩給法第六十五条ノ二第三項の規定の例による加給年額を含む。)に達しない者については、この改定を行なわない。

2 昭和三十八年六月三十日以前に給与事由の生じた傷病年金の同年同月分までの年額の計算については、なお従前の例による。

(旧軍人等の恩給の年額の改定)

第八条 旧軍人若しくは旧軍人又はこれらの者の遺族として普通恩給又は扶助料を受ける者は前項の規定により年額を改定された恩給を受ける者について準用する。

第九条 昭和三十七年九月三十日において現に旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律(昭和三十一年法律第百七十七号)の規定により扶助料を受けていた者については、昭和三十七年十月分以後、その年額を改定後の同法及び改定後の法律第百五十五号附則の規定によつて算出して得た年額に改定する。

2 附則第二条ただし書の規定は前項の規定による恩給年額の改定について、附則第三条の規定は前項の規定により年額を改定された恩給を受ける者について準用する。

2 附則第三条の規定は、前項の規定により年額を改定された扶助料を受ける者について準用する。

(昭和二十九年一月一日以後給与事由の生じた文官等の恩給の年額の改定)

第十条 昭和二十九年一月一日以後退職(在職中死亡)の場合の死亡を含む。以下本条において同じ。)した公務員若しくは公務員に準する者又はこれらの者の遺族で、昭和三十七年九月三十日において現に普通恩給又は扶助料を受けていたものについては、同年十月分以後、その年額を、

次の各号に規定する俸給の年額(その年額が四十二万四千円以下であるときは、その年額にそれぞれ対応する法律第百二十四号附則別表第一から第三までに掲げる仮定俸給年額)にそれぞれ対応する附則別表第一から第三までの仮定俸給年額を退職当時の俸給年額とみなし、改定後の恩給法及び法律第百五十五号附則の規定によつて算出して得た年額に改定する。

1 昭和二十八年十二月三十一日以前から引き続き在職していた公務員又は公務員に準する者にあつては、同日において施行されていた給与に関する法令(以下「旧給与法令」という。)がこれらの者の退職の日まで施行され、かつ、これらの者が同日において占めていた官職を変わることなく退職していただとしたならば、これらの者の旧給与法令の規定により受けべきであった恩給の年額の計算の基礎となるべき俸給の年額

二 昭和二十九年一月一日以後就職した公務員又は公務員に準する者にあつては、旧給与法令がこれらの者の退職の日まで施行され、かつ、これらの者が就職の日において占めていた官職を変わることなく退職していただとしたならば、これらの者の旧給与法令の規定により受けるべきであった恩給の年額の計算の基礎となるべき俸給の年額

附則第二条ただし書の規定は前項の規定による恩給年額の改定について、附則第三条の規定は前項の規定により改定された普通恩給及び扶助料を受ける者について準用する。

(増加恩給と併給される普通恩給等の年額の計算についての特例)

第十一条 恩給法第四十六条に規定する普通恩給又は同法第七十五条第一項第一号に規定する扶助料以外の扶助料についての附則第二条及び前条の規定の適用については、附則第二条及び前条中「仮定俸給年額」とあるのは、「仮定俸給年額に千分の千百二十四(仮定俸給年額が十万八千二百円以下であるときは千分の千百三十一、十一万三千百円であるときは千分の千百二十九、十一万八千二百円であるときは千分の千百二十七、十二万三千百円であるときは千分の千百二十五)を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げるものとする。)の年額」とする。

(職務改定)

第十二条 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、附則第十条の規定によるものを除き、裁定庁が受給者の請求を待たずに行なう。

(多額所得による恩給停止についての経過措置)

第十三条 改正後の恩給法第五十八条ノ四の規定は、昭和三十七年九月三十日以前に給与事由の生じた普通恩給についても適用する。この場合において、普通恩給の支給年額は、この法律の附則の規定による改定前の年額の普通恩給について改定前の恩給法第五十八条ノ四又は法律第百二十四号附則第二十条の規定を適用した場合の支給年額を下ることはない。

附則別表第一

恩給年額計算の基礎となつている俸 給年額	仮定俸給年額
七、八〇〇円	八六、〇〇〇円
七二、六〇〇	八八、三〇〇
七四、四〇〇	九〇、四〇〇
七六、八〇〇	九三、三〇〇
七九、二〇〇	九五、一〇〇
八二、八〇〇	九八、四〇〇
八六、四〇〇	一〇三、二〇〇
九〇、〇〇〇	一〇八、二〇〇
九三、六〇〇	一一三、一〇〇
九七、二〇〇	一一八、二〇〇
一〇〇、八〇〇	一二三、一〇〇
一〇四、四〇〇	一二八、一〇〇
一〇八、〇〇〇	一三一、三〇〇
一一一、六〇〇	一三四、五〇〇
一一五、二〇〇	一三八、二〇〇
一二〇、〇〇〇	一四三、四〇〇
一二四、八〇〇	一四七、八〇〇
一二九、六〇〇	一五二、一〇〇
一三四、四〇〇	一五七、二〇〇

一三九、一〇〇	一四五、二〇〇	一六二、三〇〇
一四五、二〇〇	一五一、二〇〇	一六七、九〇〇
一五一、二〇〇	一五七、二〇〇	一七三、六〇〇
一五七、二〇〇	一六〇、七〇〇	一八〇、七〇〇
一六〇、七〇〇	一六六、七〇〇	一九〇、八〇〇
一六六、七〇〇	一七二、六〇〇	一九六、四〇〇
一七二、六〇〇	一七八、六〇〇	二〇七、七〇〇
一七八、六〇〇	一八一、九〇〇	二一〇、六〇〇
一八一、九〇〇	一九〇、一〇〇	二一九、一〇〇
一九〇、一〇〇	一九八、二〇〇	二三〇、五〇〇
一九八、二〇〇	二〇六、四〇〇	二四三、一〇〇
二〇六、四〇〇	二一四、六〇〇	二四九、五〇〇
二一四、六〇〇	二二二、七〇〇	二五五、六〇〇
二二二、七〇〇	二三一、一〇〇	二六四、四〇〇
二三一、一〇〇	二三六、三〇〇	二六九、五〇〇
二三六、三〇〇	二四四、七〇〇	二八四、五〇〇
二四四、七〇〇	二五六、九〇〇	二九九、六〇〇
二五六、九〇〇	二六三、五〇〇	三一四、六〇〇
二六三、五〇〇	二七三、一〇〇	三三九、七〇〇
二七三、一〇〇	二八二、七〇〇	三三三、六〇〇
二八二、七〇〇	二八六、二〇〇	三四六、〇〇〇
二八六、二〇〇	二九七、〇〇〇	三四七、四〇〇
二九七、〇〇〇	三〇九、〇〇〇	三五六、六〇〇
三〇九、〇〇〇	三一〇、〇〇〇	三六九、八〇〇
三一〇、〇〇〇	三三一、〇〇〇	三七五、一〇〇
三三一、〇〇〇	三三四、二〇〇	三四七、四〇〇
三三四、二〇〇	三五〇、〇〇〇	三九一、〇〇〇
三五〇、〇〇〇	三五六、六〇〇	四〇六、八〇〇
三五六、六〇〇	三六九、八〇〇	四二二、六〇〇
三六九、八〇〇	三七五、一〇〇	四四九、六〇〇
三七五、一〇〇	三四一、〇〇〇	四五九、六〇〇
三四一、〇〇〇	一〇〇、八〇〇	四六六、六〇〇
一〇〇、八〇〇	一二八、一〇〇	四八八、〇〇〇
一二八、一〇〇	一三一、三〇〇	四五七、六〇〇
一三一、三〇〇	一三四、五〇〇	四六五、六〇〇
一三四、五〇〇	一三八、二〇〇	四八三、六〇〇
一三八、二〇〇	一四三、四〇〇	五一九、六〇〇
一四三、四〇〇	一四七、八〇〇	四五七、六〇〇
一四七、八〇〇	一五二、一〇〇	四五七、六〇〇
一五二、一〇〇	一五七、二〇〇	六二七、八〇〇
一五七、二〇〇	一六一、八〇〇	六二七、八〇〇

附則別表第一		附則別表第二	
(イ) 秘書官 又はその 遺族の恩 給	(ロ) 秘書官 又はその 遺族の恩 給	恩給年額計算の基礎となつてゐる 俸給年額	仮定俸給年額
五三七、六〇〇 五五五、六〇〇 五七三、六〇〇 五九四、〇〇〇 六一四、四〇〇 六三四、八〇〇 六五七、六〇〇 六八〇、四〇〇 七〇三、二〇〇 七二六、〇〇〇 七五一、二〇〇 七七六、四〇〇 八〇一、六〇〇 八二八、〇〇〇	六四一、四〇〇 六六九、〇〇〇 六八一、七〇〇 七二四、三〇〇 七五四、四〇〇 七六九、九〇〇 七八四、六〇〇 八〇〇、〇〇〇 八一四、八〇〇 八四四、九〇〇 八七五、〇〇〇 八八九、八〇〇 九〇五、二〇〇	五三七、六〇〇 五五五、六〇〇 五七三、六〇〇 五九四、〇〇〇 六一四、四〇〇 六三四、八〇〇 六五七、六〇〇 六八〇、四〇〇 七〇三、二　〇 七二六、〇〇〇 七五一、二　〇 七七六、四　〇 八〇一、六　〇 八二八、〇〇〇	六四一、四〇〇 六六九、〇〇〇 六八一、七　〇 七二四、三　〇 七五四、四　〇 七六九、九　〇 七八四、六　〇 八〇〇、〇　〇 八一四、八　〇 八四四、九　〇 八七五、〇　〇 八八九、八　〇 九〇五、二　〇
六三六、〇〇〇 六八四、〇〇〇 七二〇、〇〇〇 七六八、〇〇〇 八六四、〇〇〇 九三六、〇〇〇 九九五、八〇〇	六三八、〇〇〇 六八九、四〇〇 三〇九、〇〇〇 三五七、〇〇〇 三九二、四〇〇 四三三、〇〇〇 四八〇、〇〇〇 五二八、〇〇〇 六三三、六〇〇	一二八、〇〇〇円 二六九、四〇〇 三〇九、〇〇〇 三五七、〇〇〇 三九二、四〇〇 四三三、〇〇〇 四八〇、〇〇〇 五二八、〇〇〇 六三三、六〇〇	一二八、〇〇〇円 二六九、四〇〇 三〇九、〇〇〇 三五七、〇〇〇 三九二、四〇〇 四三三、〇〇〇 四八〇、〇〇〇 五二八、〇〇〇 六三三、六〇〇

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が七〇、八〇〇円未満の場合においては、その年額に千分の千二百十四を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げるものとする。）を仮定俸給年額とする。

附則別表第三		恩給	
給年額計算の基礎となつてゐる俸 給年額	仮定俸給年額	給年額計算の基礎となつてゐる俸 給年額	仮定俸給年額
一六〇、七〇〇円	一四一、七〇〇	一六〇、七〇〇円	一〇四六、九〇〇
一七二、六〇〇	一三一〇、〇〇〇	一七二、六〇〇	一、一三三、五〇〇
一八一、九〇〇	一四〇四、三〇〇	一八一、九〇〇	一、四〇四、三〇〇
一九八、二〇〇	一三一〇、四〇〇	一九八、二〇〇	一、三一〇、四〇〇
二〇六、四〇〇	一四一、七〇〇	二〇六、四〇〇	一、〇五六、〇〇〇
二三一、一〇〇	二七〇、三〇〇	二三一、一〇〇	一、一三三、五〇〇
二五三、九〇〇	二九七、〇〇〇	二五三、九〇〇	一、九六、五〇〇
二八一、七〇〇	三三九、六〇〇	二八一、七〇〇	一、九六、五〇〇
二九七、〇〇〇	三四〇、五〇〇	二九七、〇〇〇	一、九六、五〇〇
三一一、〇〇〇	三八二、四〇〇	三一一、〇〇〇	一、九六、五〇〇
三五六、六〇〇	四〇九、六〇〇	三九一、〇〇〇	一、〇四五、〇〇〇
三九一、〇〇〇	四六五、七〇〇	四三二、六〇〇	一、〇四六、九〇〇
四三二、六〇〇	五〇六、五〇〇	四三〇、八〇〇	一、一三三、五〇〇
四六五、六〇〇	五五八、九〇〇	四六五、六〇〇	一、一三三、五〇〇
五一九、六〇〇	六二三、五〇〇	五一九、六〇〇	一、一三三、五〇〇
五五五、六〇〇	六六九、三〇〇	五五五、六〇〇	一、一三三、五〇〇
六一四、四〇〇	七二五、〇〇〇	六一四、四〇〇	一、一三三、五〇〇
六八〇、四〇〇	七八五、八〇〇	六八〇、四〇〇	一、一三三、五〇〇
七五一、二〇〇	八四六、七〇〇	七五一、二　〇	一、一三三、五〇〇
八二八、〇〇〇	九〇七、八〇〇	八二八、〇〇〇	一、一三三、五〇〇
八六四、〇〇〇	九一九、二〇〇	八六四、〇〇〇	一、一三三、五〇〇
九三六、〇〇〇	九九五、八〇〇	九三六、〇〇〇	一、一三三、五〇〇
九八四、〇〇〇	一、〇五六、〇〇〇	九八四、〇〇〇	一、〇五六、〇〇〇
一、〇五六、〇〇〇	一、〇四六、九〇〇	一、〇五六、〇〇〇	一、〇四六、九〇〇
一、一三三、五〇〇	一、一三三、五〇〇	一、一三三、五〇〇	一、一三三、五〇〇
一、四〇四、三〇〇	一、四〇四、三〇〇	一、四〇四、三〇〇	一、四〇四、三〇〇

理由

最近の経済情勢にかんがみ、戦傷病者、戦没軍人の遺族、退職公務員等の恩給の年額について所要的是正を行なうとともに刑に処せられたこと等により年金恩給を受ける権利を失つた者についてその権利の回復のみちをひらく等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(原健三郎君) 委員長の報告を求めます。内閣委員長中島茂喜君。

[報告書は本号末尾に掲載]

○中島茂喜君 ただいま議題となりました恩給法等の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、本案の要旨について申し上げますと、第一に、現在、旧軍人及び昭和二十八年以前に退職した文官並びにこれらの遺族の恩給は、原則として、公務員のいわゆる一万五千円ベースの俸給を基準として算定されているのであります。

次に、そのようにするのが適当と考えられる人々がありますので、この基準として算定されていますが、その後における公務員給与の引き上げ、生活水準の上昇等を考慮して、次のような改善の措置を講じようとするものであります。

まず、一般退職者及びその遺族の恩

給の年額については、いわゆる二万円

ベースの俸給を基準とした額、すなわち、二〇%前後増額した額に引き上げること、また、公務傷病者及び公務死

(不當な表示の禁止)

第四条 事業者は、自らの供給する

商品又は役務の取引について、次

の各号に掲げる表示をしてはなら

ない。

一 商品又は役務の品質、規格そ

の他の内容について、実際のも

の又は当該事業者と競争関係に

ある他の事業者に係るものより

も著しく優良であると一般消費

者に認知されるため、不當に顧

客を誘引し、公正な競争を阻害

するおそれがあると認められる

表示

二 商品又は役務の価格その他の

取引条件について、実際のもの

又は当該事業者と競争関係に

ある他の事業者に係るものよりも

取引の相手方に著しく有利であ

ると一般消費者に認知されるた

め、不适当に顧客を誘引し、公正

な競争を阻害するおそれがある

と認められる表示

三 前二号に掲げるもののほか、

商品又は役務の取引に関する事

項について一般消費者に認知さ

れるおそれがある表示であつ

て、不适当に顧客を誘引し、公正

な競争を阻害するおそれがある

と認めて公正取引委員会が指定

するもの

(公聴会及び告示)

第五条 公正取引委員会は、第二条

若しくは前条第三号の規定による

取引の確保に関する法律(昭和二

年四月八日付託された)

明を聽取し、四月十九日、質疑を終了し、討論もなく、採決の結果、全会一致

で採決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

本件の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告通り決するに

賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(原健三郎君) 採決いたしま

す。

本件の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告通り決するに

賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(原健三郎君) 起立多數。

よって、本案は委員長報告通り可決いたしました。

</div

な表示について排除命令及び公正競争規約の制度を確立することにより、これらに関する迅速かつ効果的な規制を行なうこととする必要がある。これが、この法律案を提示する理由である。

○副議長(原健三郎君) 委員長の報告を求めます。商工委員長早稻田柳右エ門君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

○早稻田柳右エ門君 ただいま議題となりました不当景品類及び不当表示防止法案の商工委員会における審査の経過並びに結果について概要を御報告申し上げます。

近年、消費者からきびしい批判が出
ております懸賞付販売の行き過ぎや欺
瞞広告による土地のあっせん、あるいは
はにせの牛カソやにせの中性洗剤等に
見られるような不当表示が増大してお
りますので、これを防止するため、独
占禁止法の特例法を定めて、一般消費
者の利益を保護する必要があるといふ

本案のおもな内容は、第一、公正取引委員会は、事業者が提供する景品類について、その限度を定め、またはこれが提供を禁止することができること、第二は、公正取引委員会が指定する広告その他の表示については、一定

の方法の表示を禁止できること、第三は、不当な景品類の提供及び表示については、排除命令をすることができるということ、第四は、事業者が公正競争規範を締結して、自主的に不当な行為を規制できること等であります。

本案は、四月十日当委員会に付託され、十一日提案理由の説明を聴取して質疑に入り、十八日に至り一切の質疑を終了いたしましたので、昨日、採決に付しましたところ、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと決しました。

次第であります。

なお、本案に対し、法の運用に当たる公正取引委員会の機構を強化拡充すべき旨の三党共同附帯決議案が提出せられ、小林ちづ君の趣旨説明の後、全会一致をもつて提案の通りの附帯決議案を付することに決定いたした次第であります。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○副議長(原健三郎君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○副議長(原健三郎君)　日程第四、農地法の一部を改正する法律案、日程第五、農業協同組合法の一部を改正する法律案(第三十九回)　国会、内閣提出)

農地法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

昭和三十六年十月十六日

農地法の一部を改正する法律
農地法(昭和二十七年法律第二百
二十九号)の一部を次のように改正
する。

第二条中第七項を第九項とし、第六項の次に次の二項を加える。

卷之三

一 その法人の事業が農業（これとあわせ行なう林業及び農事組

合法人にあつては農業とあわせ
行なり農業協同組合法(昭和廿二)

十二年法律第百三十二号) 第七
十二条の八第一項第一号の事業
を含む。) 及びこれに附帯する事
業に限られること。

二 その法人の組合員又は社員
(以下「構成員」という。)は、
すべて、その法人に農地若しく
は採草放牧地について所有権若しく
は使用収益権(地上権、永
小作権、使用貸借による権利又
は賃借権をいう。以下同様とす
る。)を移転した個人(その法人
の構成員となる前にこれらの権
利をその法人に移転した者のう
ち、その移転後省令で定める一
定期間に構成員となり、引き
続き構成員となつている個人以
外のものを除く。)若しくはその
一般承継人(省令で定めるもの
に限る。)であるか、その法人に
農地若しくは採草放牧地につい
て使用収益権に基づく使用及び
収益をさせている個人である
か、その法人に使用及び収益を
させるため農地若しくは採草放
牧地について所有権の移転若し
くは使用収益権の設定若しくは
移転に關し次条第一項若しくは
第七十三条第一項の許可の申請
をしている個人(当該申請に対
する許可があり、近くその許可
に係る農地又は採草放牧地につ
いてその法人に所有権を移転
し、又は使用収益権を設定し、
若しくは移転することが確實と
認められる個人を含む。)である
か、又はその法人の事業に當時
従事する者(前項に掲げる事由
により一時的にその法人の事業
に常時従事することができない

者で当該事由がなくなれば常時従事することとなると農業委員会が認めたもの及び省令で定める一定期間内にその法人の事業に常時従事することとなることが確実と認められる者を含む。以下「常時従事者」という。)であるかのいずれかであること。

三 その法人の構成員以外の者が使用収益権の設定又は移転を受けて耕作又は養畜の事業に供している農地又は採草放牧地の面積が、それぞれ、その法人が耕作又は養畜の事業に供する農地又は採草放牧地の面積の二分の一にみたないこと。

四 その法人の常時従事者たる構成員が、農事組合法人及び有限会社にあつては、その法人の議決権の過半数を保有し、合名会社及び合資会社にあつては、その法人の社員(業務執行権を有しないものを除く)の過半を占めること。

五 その法人の事業を行なうのに必要な労働力のうちその構成員以外の者に依存する部分が省令で定める基準をこえないこと。

六 その法人の利益(農事組合法人にあつては、剰余金)の配当について、その定款で、構成員がその法人の事業に従事した程度に応じてする旨又は省令で定める率をこえない範囲内において払い込まれた出資の額の割合に応じてし、なお剰余があると

九三八

8
きは、構成員がその法人の事業に従事した程度に応じてする旨が定められていること。

第三条第一項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加え
る。

の信託の引受けの事業(以下「信

第三条第二項ただし書中「第三号から第五号まで」を「第二号の二及び第三号から第五号まで」に改め、
同項第一号中「世貿員」の下に「並びにその土地について耕作又は養蓄の事業を行なつてゐる農業生産法人」を加え、同項第二号の次に次の三号を加える。

が前号に掲げる権利を取得しよ
うとする場合

二の三 農業生産法人が所有権及び使用又益權以外の權利と取扱

二の四 信託の引受けにより第二号に掲げる権利が取得される場合

第三条第二項第三号中「前号に掲げる権利を取得しようとする者」を「第一号に掲げる権利を取得しようとする者」とする者(農業生産法人を除く。)に、「こととなる場合」を「こと

えることとなり、かつ、これらの者が、その取得後において、耕作又は放牧地を主としてその労働力に依存するだけでは効率的に利用して耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地を主とする場合には、その労働力を依存するだけでは効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行なうことができない」と認められる場合」に改め、同項第四号中「第二号に掲げる権利を取得しようとする者」の下に「(農業生産法人を除く。)」を加え、「こえることとなる場合」を「こえることとなり、かつ、これらの者が、その取得後において、耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地を主としてその労働力に依存するだけでは効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行なうことができない」と認められる場合」に改め、同項第五号中「第二号に掲げる権利を取得しようとする者」の下に「(農業生産法人を除く。)」を加え、同項第六号及び第七号中「一時貸し付けようとする場合」の下に「及び農業生産法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合」を加える。

づいて耕作又は養蚕の事業に供しているもの

第七条に次の二項を加える。

いたものは、その所有者がその定期間引き続いて住所を有した町村の区域内に住所を有する間に限り、その所有者の住所のある町村の区域内にあるものとみなす。

くは賃貸借の更新をしない旨の通知をしないとき」に改め、「第三条第一項」の下に「又は第二十条第一項」を加え、「その期間経過後もこれに対する処分がないときは、これに対し不許可の処分」を「その期間経過後までこれに対する処分がないときも、その処分」に改める。

(農業生産法人が農業生産法人で
なくなつた場合等における買収)

生産法人でなくなつた場合（農業生産法人が合併によつて解散した

その住所がその市町村の区域内にあるもの（同項の規定の適用については、その事由の発生の直前の住所のある市町村の区域内にあつたもの又はあるもの）とみなす。
第八条第一項第二号中「及び第六号、第八号及び第九号」に改める。

「草放牧地」を「小作地又は小作
採草放牧地につき」に、「相当する
ものを」を「相当するものにつき」
に、「他の者に譲渡しないとき」を
「所有権の譲渡しをしないとき」(第

七条第一項第六号に掲げる小作地又は小作採草放牧地に該当するもので、

地にあつては、省令で定めるところにより、所有権の譲渡しをし、地上権若しくは永小作権の消滅をさせ、使用貸借の解除をし、合意による解約をし、若しくは返還の請求をし、又は賃貸借の解除をし、解約の申入

九 信託事業を行なう農業協同組合が所有する小作地又は小作採草放牧地で信託事業に係る信託財産であるもの

第七条に次の三項を加える。

農業生産法人の常時従事者たる構成員以外の構成員又は農業生産法人的構成員以外の者で、從前その法人の常時従事者たる構成員であつたもの又はその法人の常時従事者たる構成員であつた者の一般承継人であるものが所有する小作地又は小作採草放牧地で、その法人がその所有者（所有者がその法人の常時従事者たる構成員であつた者）からその者がその法人の常時従事者たる構成員でなくなる以前に設定を受けた期間の定めがある使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業に供しているものについての第一項第八号の規定の適用については、その所有者は、その使用収益権の残存期間に限り、その法人の常時従事者たる構成員とみなす。

いたものは、その所有者がそのまま定期的に引き続いて住所を有した町村の区域内に住所を有する間に限り、その所有者の住所のある町村の区域内にあるものとみなす。

第一項第八号及び前項の規定の

れをし、合意による解約をし、若しくは賃貸借の更新をしない旨の通知をしないとき」に改め、「第三条第一項」の下に「又は第二十条第一項」を加え、「その期間経過後もこれに対する処分がないときは、これ

に対し不許可の処分」を「その期間経過後までこれに対する処分がないときも、その処分」に改める。
第十五条の次に次の二条を加え
(農業生産法人が農業生産法人でなくなった場合等における買収)
第十五条の二 農業生産法人が農業生産法人でなくなった場合(農業生産法人が合併によつて解散した場合において当該合併によつて設立し、又は当該合併後存続する法人が農業生産法人でない場合を含む。)において、その法人若しくはその一般承継人が所有する農地若しくは採草放牧地があるとき、又はその法人及びその一般承継人以外の者が所有する農地若しくは採草放牧地でその法人若しくはその一般承継人の耕作若しくは養畜の事業に供されているものがあるときは、国がこれを買収する。ただし、これらの土地でその法人が第三条第一項本文に掲げる権利を取得した時に農地及び採草放牧地以外の土地であつたものその他政令で定めるものについては、この限りでない。

農地又は採草放牧地をその所有者が農業生産法人に貸し付けた場合において、その所有者が当該貸付けに係る法人の常時従事者たる構

成員でなくなつたときは、國がそ
の農地又は採草放牧地を買収す
る。

3 農業委員会は、前二項の規定に
よる買収をすべき農地又は採草放
牧地があると認めたときは、次に
掲げる事項を公示し、かつ、公示
の日の翌日から起算して一箇月
間、その事務所で、これらの事項
を記載した書類を縦覽に供しなけ
ればならない。この場合には、第
八条第二項の規定を準用する。

一 その農地又は採草放牧地の所
有者の氏名又は名称及び住所

二 その農地又は採草放牧地の所
在、地番、地目及び面積

三 その他必要な事項

4 農業委員会は、第一項の規定に
よる買収をすべき農地又は採草放

牧地につき前項の規定により公示
をした場合において、その公示の
日の翌日から起算して三箇月以内
に省令で定めるところにより当該

法人から第二条第七項各号に掲げ
る要件のすべてをみたすに至つた
旨の届出があり、かつ、審査の結

果その届出が真実であると認めら
れるときは、遲滞なく、その公示

を取り消さなければならない。

5 農業委員会は、前項の規定によ
る届出があり、審査の結果その届
出が真実であると認められないと
きは、遅滞なく、その旨を公示し
なければならない。

6 第四項の規定により公示が取り
消されたときは、その公示に係る
農地又は採草放牧地については、
國は、第一項の規定による買収を
しない。

7 第二項の規定により公示された 農地若しくは採草放牧地の所有者

又はこれらの土地について使用收
益権に基づく使用及び収益をさせ
ている者が、その公示に係る農地
又は採草放牧地につき、第一項の
規定による買収をすべき農地又は
採草放牧地にあつては第四項に規
定する期間の満了の日(その日まで
に同項の規定による届出があり、
これにつき第五項の規定による公
示があつた場合のその公示に係る
農地又は採草放牧地については、
その公示の日)第二項の規定によ
る買収をすべき農地又は採草放

牧地につき前項の規定により公示
をした場合において、その公示の
日の翌日から起算して三箇月以内
に省令で定めるところにより当該

法人から第二条第七項各号に掲げ
る要件のすべてをみたすに至つた
旨の届出があり、かつ、審査の結

果その届出が真実であると認めら
れるときは、遅滞なく、その公示

を取り消さなければならない。

8 第一条又は第二条第一項の規定
による買収をする場合に準用する。

に「第十五条の二第八項」を加え る。

第二十条第一項ただし書中「行わ
れる場合」を「行なわれる場合及び
解約の申入れ、合意による解約又は
賃貸借の更新をしない旨の通知が信
託事業に係る信託財産につき行なわ
れる場合(その賃貸借がその信託財

産に係る信託の引受け前から既に存
していたものである場合及び解約の
申入れ又は合意による解約があつて
はこれらの行為によつて賃貸借の終

了する日、賃貸借の更新をしない旨
の通知があつてはその賃貸借の期間

の満了する日がその信託に係る信託
行為によりその信託が終了すること
となる日前一年以内に解除を除
く。」に改め、同条第二項第三号中
「生計」の下に「(法人にあつて、經
営)」を加え、同項中第四号を第五号
とし、第三号の次に次の一号を加え
る。

四 賃借人である農業生産法人が
並びに賃借人である農業生産法
人の構成員となつてゐる賃貸人
がその法人の構成員でなくな
り、かつ、その賃貸人又はその

世帯員がその許可を受けた後に
おいて耕作又は養畜の事業に供
すべき農地及び採草放牧地を主
としてその労働力により効率的
に利用して耕作又は養畜の事業
を行なうことができると認めら
れる場合

五 第二項第一項中「若しくは第
十五条の二」に改める。

第六十四条ただし書中「農業協同
組合」の下に「農事組合法人」を加
える。

第七十八条第一項中「第十五条第
二項」の下に「第十五条の二第一項
若しくは第二項」を加える。

第八十条第二項中「所有者」の下に
「又はその一般承継人」を加える。

第八十五条第一項第二号中「第十
五条第二項」の下に「第十五条の二
若しくは第二項」を加える。

第八十八条第一項中「第十五条第
二項」の下に「第十五条の二第一項
若しくは第二項」を加える。

第五条第二項の下に「第十五条の二
若しくは第二項」を加える。

第五条第二項中「第十五条の二
若しくは第二項」を加える。

第五条第二項の下に「第十五条の二
若しくは第二項」を加える。

第三十六条第一項中「若しくは第 十五条第一項を」、「第十五条第一項 若しくは第十五条の二第一項若し くは第二項」に改め、同項第一号中

「自作農として農業に精進する見込
があるもの」を、「自作農として農業
に精進する見込みがあるもの又は農
業生産法人であるもの」に改め、同
項第二号中「又は農業協同組合」を
「農業協同組合又は農事組合法人」
に改め、同項第三号中「見込がある
者」を「見込みがある者又は農業生產
法人」に改める。

第五条第一項中「若しくは第
十五条第一項を」、「第十五条第一項
若しくは第十五条の二第一項若し
くは第二項」に改め、同項第一号中

「自作農として農業に精進する見込
があるもの」を、「自作農として農業
に精進する見込みがあるもの又は農
業生産法人であるもの」に改め、同
項第二号中「又は農業協同組合」を
「農業協同組合又は農事組合法人」
に改め、同項第三号中「見込がある
者」を「見込みがある者又は農業生產
法人」に改める。

第五条第一項中「若しくは第
十五条第一項を」、「第十五条第一項
若しくは第十五条の二第一項若し
くは第二項」に改め、同項第一号中

「自作農として農業に精進する見込
があるもの」を、「自作農として農業
に精進する見込みがあるもの又は農
業生産法人であるもの」に改め、同
項第二号中「又は農業協同組合」を
「農業協同組合又は農事組合法人」
に改め、同項第三号中「見込がある
者」を「見込みがある者又は農業生產
法人」に改める。

第五条第一項中「若しくは第
十五条第一項を」、「第十五条第一項
若しくは第十五条の二第一項若し
くは第二項」に改め、同項第一号中

「自作農として農業に精進する見込
があるもの」を、「自作農として農業
に精進する見込みがあるもの又は農
業生産法人であるもの」に改め、同
項第二号中「又は農業協同組合」を
「農業協同組合又は農事組合法人」
に改め、同項第三号中「見込がある
者」を「見込みがある者又は農業生產
法人」に改める。

第五条第一項中「若しくは第
十五条第一項を」、「第十五条第一項
若しくは第十五条の二第一項若し
くは第二項」に改め、同項第一号中

「自作農として農業に精進する見込
があるもの」を、「自作農として農業
に精進する見込みがあるもの又は農
業生産法人であるもの」に改め、同
項第二号中「又は農業協同組合」を
「農業協同組合又は農事組合法人」
に改め、同項第三号中「見込がある
者」を「見込みがある者又は農業生產
法人」に改める。

第五条第一項中「若しくは第
十五条第一項を」、「第十五条第一項
若しくは第十五条の二第一項若し
くは第二項」に改め、同項第一号中

「自作農として農業に精進する見込
があるもの」を、「自作農として農業
に精進する見込みがあるもの又は農
業生産法人であるもの」に改め、同
項第二号中「又は農業協同組合」を
「農業協同組合又は農事組合法人」
に改め、同項第三号中「見込がある
者」を「見込みがある者又は農業生產
法人」に改める。

第五条第一項中「若しくは第
十五条第一項を」、「第十五条第一項
若しくは第十五条の二第一項若し
くは第二項」に改め、同項第一号中

「自作農として農業に精進する見込
があるもの」を、「自作農として農業
に精進する見込みがあるもの又は農
業生産法人であるもの」に改め、同
項第二号中「又は農業協同組合」を
「農業協同組合又は農事組合法人」
に改め、同項第三号中「見込がある
者」を「見込みがある者又は農業生產
法人」に改める。

第五条第一項中「若しくは第
十五条第一項を」、「第十五条第一項
若しくは第十五条の二第一項若し
くは第二項」に改め、同項第一号中

「自作農として農業に精進する見込
があるもの」を、「自作農として農業
に精進する見込みがあるもの又は農
業生産法人であるもの」に改め、同
項第二号中「又は農業協同組合」を
「農業協同組合又は農事組合法人」
に改め、同項第三号中「見込がある
者」を「見込みがある者又は農業生產
法人」に改める。

第五条第一項中「若しくは第
十五条第一項を」、「第十五条第一項
若しくは第十五条の二第一項若し
くは第二項」に改め、同項第一号中

「自作農として農業に精進する見込
があるもの」を、「自作農として農業
に精進する見込みがあるもの又は農
業生産法人であるもの」に改め、同
項第二号中「又は農業協同組合」を
「農業協同組合又は農事組合法人」
に改め、同項第三号中「見込がある
者」を「見込みがある者又は農業生產
法人」に改める。

第五条第一項中「若しくは第
十五条第一項を」、「第十五条第一項
若しくは第十五条の二第一項若し
くは第二項」に改め、同項第一号中

「自作農として農業に精進する見込
があるもの」を、「自作農として農業
に精進する見込みがあるもの又は農
業生産法人であるもの」に改め、同
項第二号中「又は農業協同組合」を
「農業協同組合又は農事組合法人」
に改め、同項第三号中「見込がある
者」を「見込みがある者又は農業生產
法人」に改める。

第五条第一項中「若しくは第
十五条第一項を」、「第十五条第一項
若しくは第十五条の二第一項若し
くは第二項」に改め、同項第一号中

「自作農として農業に精進する見込
があるもの」を、「自作農として農業
に精進する見込みがあるもの又は農
業生産法人であるもの」に改め、同
項第二号中「又は農業協同組合」を
「農業協同組合又は農事組合法人」
に改め、同項第三号中「見込がある
者」を「見込みがある者又は農業生產
法人」に改める。

第五条第一項中「若しくは第
十五条第一項を」、「第十五条第一項
若しくは第十五条の二第一項若し
くは第二項」に改め、同項第一号中

「自作農として農業に精進する見込
があるもの」を、「自作農として農業
に精進する見込みがあるもの又は農
業生産法人であるもの」に改め、同
項第二号中「又は農業協同組合」を
「農業協同組合又は農事組合法人」
に改め、同項第三号中「見込がある
者」を「見込みがある者又は農業生產
法人」に改める。

第二十三条第三項中「(禁治產 者、準禁治產者及び禁、以上の刑 に処せられて執行中の者を除 く。)」の下に「及び法人たる組合 員」を加える。

第八十二条第二項中「議員」の下
に「(法人を除き、議員たる法人の
業務を執行する役員を含む。)」を
加える。

第一百四十条第一項中「総代」の下
に「(法人を除き、総代たる法人の
業務を執行する役員を含む。以下
本条において同じ。)」を、「議員」
の下に「(法人を除き、議員たる法
人の業務を執行する役員を含む。
本条において同じ。)」を加え
る。

第一百十条第二項中「(法人を除き、
議員たる法人の業務を執行する役員
を含む。)」の下に「(法人を除き、
議員たる法人の業務を執行する役員
を含む。)」を加える。

第一百四十条第一項中「(法人を除き、
議員たる法人の業務を執行する役員
を含む。)」の下に「(法人を除き、
議員たる法人の業務を執行する役員
を含む。)」を加える。

この場合には、その組合員と同

第五十二条第二項を次のように改める。

利益を増進することを目的とする。

組合員及び組合員と同一の世帯に
属する者以外のものの数は、その
常時従事する者の数の五分の一を
こえてはならない。

二 每事業年度の事業計画の設定 及び変更

一の世帯に属する者又は他の組合員（准組合員を除く。）でなければ、代理人となることができない。

第三十一条の二第一項中「共済規程」の下に「、信託規程」を加え、同条第二項第四号中「払込済みの出資」を「払込済みの出資」に改める。

第五十八条第六項中「議決権」の下に「又は選舉権」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合には、第六十六条第二項後段の規定を準用する。

「会員（准組合員を除く。）が一人」を「同条第二項第一号の規定による会員が二人未満」に改める。

第六十六条第一項中「組合員（准組合員及び法人たる組合員を除く。）又は会員たる組合」を「農業協同組

合にあつては第十二条第一項第一号の規定による組合員、農業協同組合連合会にあつては同条第二項第一

号の規定による会員たる組合」に改め、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同条第一項を削り、同條に次の二項を加える。

第一項の規定による理事の選任については、第三十条第十項本文の規定を準用する。

第七十三条を第七十二条の二と
し、同条の次に次の一章を加える。

第二章の二 農事組合法人

昭和三十七年四月二十日

議院会議録第三十九号 農地法の一部を改正する法律案外一案

利益を増進することを目的とする。

第七十二条の四 農事組合法人は、その名称中に農事組合法人といふ文字を用いなければならぬ。

農事組合法人でない者は、その名称中に農事組合法人といふ文字を用いてはならない。

第七十二条の五 農事組合法人は、法人とする。

第七十二条の六 農事組合法人（法人税法第九条第七項の規定の適用を受けるものに限る。）の所得のうち、組合員のその事業の利用分量の割合又は組合員がその事業に從事した程度に応じて当該農事組合法人が配当した剰余金の金額に相当するものについては、当該農事組合法人には、租税を課さない。

第七十二条の七 農事組合法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

第七十二条の八 農事組合法人は、次の事業の全部又は一部を行なうことができる。

一 農業に係る共同利用施設の設置又は農作物の共同化に関する事業

二 農業の経営（これとあわせ行なう林業の經營を含む。）

三 前二号の事業に附帯する事業組合員に出資をさせない農事組合法人（以下非出資農事組合法人といふ。）は、前項の規定にかかわらず、同項第二号の事業を行なうことができない。

第七十二条の九 前条第一項第二号の事業を行なう農事組合法人の当該事業に常時従事する者のうち、

組合員及び組合員と同一の世帯に属する者以外のものの数は、その常時従事する者の数の五分の一をこえてはならない。

第七十二条の十一 農事組合法人の組合員たる資格を有する者は、農民で定款で定めるものとする。

第七十二条の十一 農事組合法人の定款には、次の事項を記載しなければならない。ただし、非出資農事組合法人の定款には、第一号の事項のうち第二十八条第一項第六号、第八号及び第九号に掲げる事項を記載しなくてもよい。

一 第二十九条第一項第一号から第六号まで、第八号、第九号、第十一号及び第十二号に掲げる事項

二 役員の定数、職務の分担及び任免に関する規定

前項の定款には、第二十八条第三項及び第四項の規定を準用する。

第七十二条の十二 農事組合法人に、役員として理事を置く。

農事組合法人は、定款で定めるところにより、役員として監事を置くことができる。

農事組合法人の役員は、定款で定めるところにより、総会において選任する。

農事組合法人の理事は、その組合員でなければならない。

農事組合法人の理事は、監事と兼ねてはならない。

第七十二条の十三 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

二 每事業年度の事業計画の認定
及び変更

三 事業報告書、財産目録、貸借
対照表及び剰余金処分案又は損
失処理案

農事組合法人は、定款を変更し
たときは、変更の日から二週間以内に、変更に係る事項を行政庁に
届け出なければならない。

第七十二条の十四 次の事項は、農
事組合法人の総組合員の三分の二
以上の多数による議決を必要とす
る。

一 定款の変更

二 農事組合法人の解散及び合併

三 組合員の除名

第七十二条の十五 組合員に出資を
させる農事組合法人（以下出資農
事組合法人といふ。）は、損失をう
め、第七十三条第二項において準
用する第五十一条第一項の準備金
を控除した後でなければ、剰余金
の配当をしてはならない。

剰余金の配当は、定款で定める
ところにより、組合員の出資農事
組合法人の事業の利用分量の割合
若しくは組合員がその事業に従事
した程度に応じ、又は年八分以内
において政令で定める割合をこれ
ない範囲内で払込済みの出資の額
に応じてしなければならない。

第七十二条の十六 農事組合法人を
設立するには、五人以上の農民が
発起人となることを必要とする。
発起人は、共同して、定款を作
成し、役員を選任し、その他設立
に必要な行為をしなければならな
い。

前項の規定による理事の選任に
ついては、第七十二条の十二第四
項の規定を準用する。

農事組合法人は、成立したとき
は、成立の日から二週間以内に、
登記簿の謄本及び定款を添えて、
その旨を行政庁に届け出なければ
ならない。

第七十二条の十七 農事組合法人
は、第七十三条第四項において準
用する第六十四条第一項の規定に
よる場合のほか、組合員が五人未
満になり、そのなつた日から引き続
き六月間その組合員が五人以上に
ならなかつた場合においても、そ
の六月を経過した時に解散する。

農事組合法人は、第七十三条第
四項において準用する第六十四条
第一項第二号及び第五号の事由以
外の事由により解散したときは、
解散の日から二週間以内に、その
旨を行政庁に届け出なければなら
ない。

第七十二条の十八 第七十三条第四
項において準用する第六十六条第
一項の規定による設立委員の選任
については、第七十二条の十四の
規定を準用する。

第七十三条第四項において準用す
る第六十六条第一項の規定によ
る理事の選任については、第七十
二条の十二第四項の規定を準用す
る。

農事組合法人は、合併したとき
は、合併の日から二週間以内に、
登記簿の謄本（合併によつて設立
した農事組合法人にあつては、登
記簿の謄本及び定款）を添えて、

その旨を行政庁に届け出なければ
ならない。

第七十三条 農事組合法人の組合員
には、第十三条、第十四条、第十
八条及び第二十一条から第二十七
条まで、民法第六十五条第一項及
び第二項並びに有限会社法第十四
条、第十六条第一項及び第五十四
条の規定を準用する。この場合に
おいて、第十三条第四項中「第十
七条の規定による経費の負担の
外」とあるのは「本法に別段の定
めがある場合のほか」と、有限会
社法第十四条中「第七条第二号及
第三号ノ財産」とあるのは「現物
出資ヲ為ス者ノ出資ノ目的タル財
産」と、同法第六十六条第一項中「前
二条」とあるのは「農業協同組合法
第七十三条第一項ニ於テ準用スル
有限会社法第十四条」と、同法第
五十四条第一項中「第四十九条第一
号及第二号ノ財産ノ資本増加當
時」とあるのは「出資農事組合法
人ノ成立後現物出資ヲ為ス者ノ出
資ノ目的タル財産ノ出資當時」と、
「資本増加ノ決議ニ依リ」とあるの
は「当該財産ノ出資ニ付為サレタ
ル定款ノ変更ノ決議ニ依リ変更セ
ラレタル定款ニ」と読み替えるも
のとする。

農事組合法人の管理には、第三
十一条第一項、第三十二条の二、
第三十八条、第三十九条、第四十
一条第一項から第三項まで、
第五十三条及び第五十四条、民法
第四十四条第一項、第五十二条第
二項、第五十三条から第五十七条
まで及び第五十九条から第六十二
条第一項及び第四項、第六十六条
第一項、第六十七条、第六十八
条、第六十九条第一項及び第七
十条から第七十二条の二までの規
定を準用する。この場合におい
て、第七十二条の二後段中「農業

三条まで並びに商法第二百五十四条
第三項、第二百五十六条第三項及
び第二百五十八条第一項の規定を
準用する。この場合において、第
三十二条の二中「理事」とあるのは
「役員」と、第四十七条後段中「農
業協同組合法第三十七条第三項」
とあるのは「農業協同組合法第七
条第二項ニ於テ準用スル民法
第六十二条」と、民法第五十六条
中「裁判所ハ利害関係人又ハ検察
官」とあるのは「行政庁ハ農事組合
法人ノ組合員其ノ他利害関係人」
と、同法第五十七条中「前条ノ規
定」とあるのは「総会ノ決議」と、
商法第二百五十四条第三項及び第
二百五十八条第一項中「取締役」と
あるのは「役員」と、同法第二百五
十六条第三項中「前二項」とある
のは「農業協同組合法第七十三条
第二項ニ於テ準用スル同法第三十
一条第一項」と読み替えるものと
する。

農事組合法人の設立には、第六
十二条及び第六十三条第一項の規
定を準用する。この場合において、
第六十二条第一項中「第五十
九条第一項の認可があつたとき
は、発起人は」とあるのは、「発起
人は、理事を選任したときは」と
読み替えるものとする。

農事組合法人の解散及び清算に
は、第六十六条第一項、第六十五
条第一項及び第四項、第六十六条
第一項、第六十七条、第六十八
条、第六十九条第一項及び第七
十条から第七十二条の二までの規
定を準用する。この場合におい
て、第七十二条の二後段中「農業

三条まで並びに商法第二百五十四条
第三項、第二百五十六条第三項及
び第二百五十八条第一項の規定を
準用する。この場合において、第
三十二条の二中「理事」とあるのは
「役員」と、第四十七条後段中「農
業協同組合法第三十七条第三項」
とあるのは「農業協同組合法第七
条第二項ニ於テ準用スル民法
第六十二条」と、民法第五十六条
中「裁判所ハ利害関係人又ハ検察
官」とあるのは「行政庁ハ農事組合
法人ノ組合員其ノ他利害関係人」
と、同法第五十七条中「前条ノ規
定」とあるのは「総会ノ決議」と、
商法第二百五十四条第三項及び第
二百五十八条第一項中「取締役」と
あるのは「役員」と、同法第二百五
十六条第三項中「前二項」とある
のは「農業協同組合法第七十三条
第二項ニ於テ準用スル同法第三十
一条第一項」と読み替えるものと
する。

農事組合法人の設立には、第六
十二条及び第六十三条第一項の規
定を準用する。この場合において、
第六十二条第一項中「第五十
九条第一項の認可があつたとき
は、発起人は」とあるのは、「発起
人は、理事を選任したときは」と
読み替えるものとする。

農事組合法人の解散及び清算に
は、第六十六条第一項、第六十五
条第一項及び第四項、第六十六条
第一項、第六十七条、第六十八
条、第六十九条第一項及び第七
十条から第七十二条の二までの規
定を準用する。この場合におい
て、第七十二条の二後段中「農業

三条まで並びに商法第二百五十四条
第三項、第二百五十六条第三項及
び第二百五十八条第一項の規定を
準用する。この場合において、第
三十二条の二中「理事」とあるのは
「役員」と、第四十七条後段中「農
業協同組合法第三十七条第三項」
とあるのは「農業協同組合法第七
条第二項ニ於テ準用スル民法
第六十二条」と、民法第五十六条
中「裁判所ハ利害関係人又ハ検察
官」とあるのは「行政庁ハ農事組合
法人ノ組合員其ノ他利害関係人」
と、同法第五十七条中「前条ノ規
定」とあるのは「総会ノ決議」と、
商法第二百五十四条第三項及び第
二百五十八条第一項中「取締役」と
あるのは「役員」と、同法第二百五
十六条第三項中「前二項」とある
のは「農業協同組合法第七十三条
第二項ニ於テ準用スル同法第三十
一条第一項」と読み替えるものと
する。

農事組合法人の設立には、第六
十二条及び第六十三条第一項の規
定を準用する。この場合において、
第六十二条第一項中「第五十
九条第一項の認可があつたとき
は、発起人は」とあるのは、「発起
人は、理事を選任したときは」と
読み替えるものとする。

農事組合法人の解散及び清算に
は、第六十六条第一項、第六十五
条第一項及び第四項、第六十六条
第一項、第六十七条、第六十八
条、第六十九条第一項及び第七
十条から第七十二条の二までの規
定を準用する。この場合におい
て、第七十二条の二後段中「農業

三条まで並びに商法第二百五十四条
第三項、第二百五十六条第三項及
び第二百五十八条第一項の規定を
準用する。この場合において、第
三十二条の二中「理事」とあるのは
「役員」と、第四十七条後段中「農
業協同組合法第三十七条第三項」
とあるのは「農業協同組合法第七
条第二項ニ於テ準用スル民法
第六十二条」と、民法第五十六条
中「裁判所ハ利害関係人又ハ検察
官」とあるのは「行政庁ハ農事組合
法人ノ組合員其ノ他利害関係人」
と、同法第五十七条中「前条ノ規
定」とあるのは「総会ノ決議」と、
商法第二百五十四条第三項及び第
二百五十八条第一項中「取締役」と
あるのは「役員」と、同法第二百五
十六条第三項中「前二項」とある
のは「農業協同組合法第七十三条
第二項ニ於テ準用スル同法第三十
一条第一項」と読み替えるものと
する。

農事組合法人の設立には、第六
十二条及び第六十三条第一項の規
定を準用する。この場合において、
第六十二条第一項中「第五十
九条第一項の認可があつたとき
は、発起人は」とあるのは、「発起
人は、理事を選任したときは」と
読み替えるものとする。

農事組合法人の解散及び清算に
は、第六十六条第一項、第六十五
条第一項及び第四項、第六十六条
第一項、第六十七条、第六十八
条、第六十九条第一項及び第七
十条から第七十二条の二までの規
定を準用する。この場合におい
て、第七十二条の二後段中「農業

三条まで並びに商法第二百五十四条
第三項、第二百五十六条第三項及
び第二百五十八条第一項の規定を
準用する。この場合において、第
三十二条の二中「理事」とあるのは
「役員」と、第四十七条後段中「農
業協同組合法第三十七条第三項」
とあるのは「農業協同組合法第七
条第二項ニ於テ準用スル民法
第六十二条」と、民法第五十六条
中「裁判所ハ利害関係人又ハ検察
官」とあるのは「行政庁ハ農事組合
法人ノ組合員其ノ他利害関係人」
と、同法第五十七条中「前条ノ規
定」とあるのは「総会ノ決議」と、
商法第二百五十四条第三項及び第
二百五十八条第一項中「取締役」と
あるのは「役員」と、同法第二百五
十六条第三項中「前二項」とある
のは「農業協同組合法第七十三条
第二項ニ於テ準用スル同法第三十
一条第一項」と読み替えるものと
する。

協同組合法第六十九条」とあるの
は、「農業協同組合法第七十三条
第四項ニ於テ準用スル同法第六十
九条第一項」と読み替えるものと
する。

第七十三条の二十五第三項中「こ
の場合において」の下に「第六十条
第二項後段中「その組合員と同一の
世帯に属する者又は他の組合員（準
組合員を除く。）」とあるのは「都道府
県中央会の総会にあつては他の正会
員（第七十三条の二十一第一項の規
定により代議員をもつて総会を組織
する都道府県中央会の総会にあつて
は、正会員たる組合の理事）、全国
中央会の総会にあつては正会員たる
組合の理事又は都道府県中央会の会
長」と、同条第四項中「五人」とあ
るのは「二人」とを加える。

第七十四条第一項中「組合の設立」
を「組合又は農事組合法人の設立」に
改め、「出資組合」を「非出資農事組
合法人にあつては発起人が役員を選
任した日から、出資組合又は出資農
事組合法人に改め、同条第二項中
「組合の設立」を「組合又は農事組
合法人の設立」に改め、「出資組合」
の下に「又は出資農事組合法人」を加
え、「払い込んだ出資」を「払込済み
の出資」に改め、同条第五項中「組
合」の下に「若しくは農事組合法人」
に「若しくは農事組合法人」を加え、
同条第三項中「出資組合」の下に「若
しくは出資農事組合法人」を、「第六十五
条第四項」の下に「第七十三条第四
項において準用する場合を含む。」
を加える。

第八十五条第一項中「組合」の下
に「若しくは農事組合法人」を加え、
同条第三項中「出資組合」の下に「若
しくは出資農事組合法人」を、「第六
十五条第四項」の下に「第七十三条第
四項において準用する場合を含む。」
及び第七十三条第二項」を加
える。

第八十六条第一項中「組合」の下
に「若しくは農事組合法人」を加え、
同条第三項中「組合」の下に「又は農
事組合法人」を加える。

者が主として自家労力により効率的な経営を行ない得る場合には、その権利の取得を認めることとして、農地等の取得に関する面積制限を緩和しようとするものであります。

第二に、今回農業協同組合法の改正により設立せられることとなつておる農事組合法人のほか、合名会社、合資会社または有限会社であつて、農業の共同体としての適格要件を備えるものを農業生産法人として、新たに農地等の権利の取得を認めることとし、農業の経営の協業化の促進に資しようとするものであります。

第三に、農業協同組合法の改正により、新たに農業協同組合が農地等を貸付または売り渡しの方法により信託事業を行なう道を開くこととしております。その他現在自作農創設特別会計に所属する土地等で、自作農の創設または土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認めたものの旧所有者への売り払いは、現在は所有者の一代限りとなつておりますのを、これらの一般承継人に対しても売り払うことができるようにするほか、所要の改正を行なうこととしております。

本案の内容としては、まず第一に、農事組合法人は、農業にかかる共同利用施設の設置、農作業の共同化に関する事業または農業の經

営及びこれらの事業に附帯する事業を行なうこととしております。

第二に、農事組合法人の組合員の資格は、農民であつて定期で定めるものとし、定数の定めるところにより加入を制限することができるものとしてお

ります。また、員外理事の禁止、剩余金の配当方法の制限等、必要な制限規定を設けるとともに、その設立、管理等を極力簡素化して、組合員相互間の緊密な結合による業務の円滑な運営を期することとしております。

第三に、農業協同組合に、その事業として、農地等の信託の引き受けの事業を認めることとしておりますが、そ

の性格上、信託事業を行なうことでの貸付の方法による運用または売り渡しに制限することとしております。

第四に、農業協同組合を、信用事業を行なうものに限定することとしております。その他の農業協同組合及び農業協同組合連合会の業務運営の整備に関しまして、農業の経営を行なう農事組合法人及び農業経営のみを行なうその他の法人に、農業協同組合の正組合員の資格を与え、また農業協同組合及び農業協同組合連合会が主たる構成員または出資者となつている法人に准会員として

農業協同組合連合会に加入する道を開くこととするほか、所要の改正する法律案について申し上げます。

以上、兩法案の骨子と、提出に至る経緯について申し上げましたが、兩案は、ともに去る昭和三十六年十月十六日に提出され、十月十八日政府から提案理由の説明を聞き、引き続き昭和三十七年一月三十日政府から補足説明を聽取し、次いで、四月十二日から四月十九日の間にわたり質疑を行ない、その間、農政調査委員会事務局長東畑四郎君外三名の参考人から意見を聽取したところ、全員が賛意を表せられました。

なお、両案と同じ題名の法律案が一昨年の第三十四回国会に政府から提出せられましたが、安保問題をめぐる国会審議の混乱等の事情から未成立のまま推移し、衆議院解散のため審議未了となつたのであります。次いで、政府

は、一昨年の法律案に対して、農業生産協同組合制度の創設、農業生産法人の限定、農地等の取得に関する最高面積制限の改訂等の変更を加えた法律案を、さきに成立を見た農業基本法とともに、昨年の第三十八回国会に提出し、審議未了に終つたのであります。そ

こで、さらに政府は、昨年の法律案を基礎とし、これに農業生産協同組合制度を農事組合法人に改める等の若干の手直しを加えて、昨年の第三十九回国会に再提出し、引き続き第四十回国会に繼續審議となつたものが本法律案であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(原健三郎君) 討論の通告があります。順次これを許します。東海林稔君。

〔東海林稔君登壇〕

○東海林稔君 私は、ただいま議題となりました農地法の一部を改正する法律並びに農業協同組合法の一部を改正する法律案の二法案につき、日本社会党を代表して反対の意思を表明せんとするものであります。(拍手)

両法案は、ただいま委員長の報告にありました通り、昨年政府・自民党

かくて、四月十九日、一切の質疑を終わり、両案に対する討論に入りましたところ、日本社会党安井吉典委員から反対の、そして自民党米山恒治委員から賛成の討論が行なわれ、両案を一括して採決に付しましたところ、両案とも多数をもつて原案の通り可決すべくものと決した次第であります。

なお、両案に対し、民主社会党稻富稜人委員外一名提案により、改正後の農地法第三条第二項第三号及び第四号の規定により都道府県知事が農地等の権利移動に関する許可をするにあたつては、農地制度の趣旨に背反することのないよう厳格な運用を行なうこと等、六項目にわたる附帯決議がそれぞれ付されましたことを申し添えておきます。

そこで、さらに政府は、その目的に趣旨を掲げておる農業の生産性を高め、農業従事者と他産業従事者との所得の均衡を実現するといふことは、およそ無縫のござまかし法であることを指摘したのであります。(拍手) 自来わずか一年ではあります。順次これを許します。東海林稔君。

農民の多数は經營に自信を失うとともに、正直に政府の言うことを信じては、ばかりを見るだけだとして、政治への不信をも高めつつあるのであります。農にとどまる前途に明るい希望はなく、さりとて転業するにもよくならない、その間、農政調査委員会事務局長東畑四郎君外三名の参考人から意見を聽取したところ、全員が賛意を表せられました。

法案として、相当の問題となつてきました法案でありまして、政府基本法の最も重要な考え方の一つであるいわゆる農業構造改善を具体化するための法案であるわけであります。

すなわち、われわれの両法案に反対するまず第一の理由は、このように他産業に転出して生活の安定、向上を期し得る何らの確たる保障もなきまま、小農民をいびり出そろとすることである構造改悪を一そく推し進めるための法案であるところにあるのであります。(拍手)

第二の反対理由は、今回の改正案

は、戦後わが国民主化の基礎をなした農地改革の成果を、大きく後退させるものであるからであります。

現行農地法は、昭和二十七年、農地

改革の根拠法であつた自農農創設特別措置法と農地調整法並びに両法の適用を受ける土地の譲渡に関する政令の三者を合一して、講和会議後の新しい情勢に適合するよう制定せられたものであります。また、農地改革の成果を維持し、さらにこれを发展せしめることをその重要な役割といたしておるのであります。しかるところ、ここ数年来、一般的な復古調に加えて、政府の農地法順守についての熱意を欠く点からしまして、農地の不法転用、やみ小作料等の違反事例は枚挙にいとまないほどあり、一方、同法の積極的な面である農用地拡大のための未開墾地の取得は、現に規定がありながら、予算の削減と地主の反対のためにほとんど空文化し、いわば開拓休業のありさまにあります。かくて、農地改革の

成果は年とともにだんだんくずれてしまうのであります。われわれのはなはだ遺憾とするところであります。(拍手)

第一の反対理由は、今回の改正案

は、戦後わが国民主化の基礎をなした農地法とともに農業協同組合法を改正して、新たに農地信託制度を設けて、不在地主を容認し、また、農業生産法人に対する貸付地についても限度以上の小作地所有を認め、さらに一般農地の所有制限を緩和して大農の発生を認めようとする等の諸点は、明らかに地主制度復活の糸口を開く危険と、農村の階層格差をさらに増大する危険とを多分に包蔵しているものと断せざるを得ないであります。

(拍手)もし一方この両法案が成立する

がこときことありとするならば、歴史的なわが国農地改革の成果は著しくそ

こなれ、農村の民主化は大きく後退

だら必至であります。

第三の反対理由は、両法案は、現に

やかましい論議を惹起しておる旧地主

に対する農地補償問題と密接につな

がつておることであります。

御承知の通り、政府は、昭和三十七

年度予算に、農地改革によって農地を

買収された旧地主に対し、国民金融公

庫を通じて融資するために二十億円を

計上したのであります。そして、これ

を生業資金に限定するか、それとも生

活資金にまで拡大するかについては、

政府と与党の間にかなり長い間ござ

たが続いた結果、最近に至って、つい

ておるのであります。われわれのはなはだ遺憾とするところであります。(拍手)

が、ここに農地法とともに農業協同組合法を改正して、新たに農地信託制度を設けて、不在地主を容認し、また、農業生産法人に対する貸付地についても限度以上の小作地所有を認め、さらに一般農地の所有制限を緩和して大農の発生を認めようとする等の諸点は、明らかに地主制度復活の糸口を開く危険と、農村の階層格差をさらに増大する危険とを多分に包蔵しているものと断せざるを得ないであります。

(拍手)もし一方この両法案が成立するがこときことありとするならば、歴史的なわが国農地改革の成果は著しくそ

こなれ、農村の民主化は大きく後退

だら必至であります。

第三の反対理由は、両法案は、現にやかましい論議を惹起しておる旧地主に対する農地補償問題と密接につながつておることであります。

御承知の通り、政府は、昭和三十七年度予算に、農地改革によって農地を買収された旧地主に対し、国民金融公庫を通じて融資するために二十億円を計上したのであります。そして、これ

を生業資金に限定するか、それとも生

活資金にまで拡大するかについては、政府と与党の間にかなり長い間ござ

たが続いた結果、最近に至って、つい

ておるのであります。われわれのはなはだ遺憾とするところであります。(拍手)

が、ここに農地法とともに農業協同組合法を改正して、新たに農地信託制度を設けて、不在地主を容認し、また、農業生産法人に対する貸付地についても限度以上の小作地所有を認め、さらに一般農地の所有制限を緩和して大農の発生を認めようとする等の諸点は、明らかに地主制度復活の糸口を開く危険と、農村の階層格差をさらに増大する危険とを多分に包蔵しているものと断せざるを得ないであります。

(拍手)もし一方この両法案が成立するがこときことありとするならば、歴史的なわが国農地改革の成果は著しくそ

こなれ、農村の民主化は大きく後退

だら必至であります。

第三の反対理由は、両法案は、現にやかましい論議を惹起しておる旧地主に対する農地補償問題と密接につながつておることであります。

御承知の通り、政府は、昭和三十七年度予算に、農地改革によって農地を買収された旧地主に対し、国民金融公庫を通じて融資するために二十億円を計上したのであります。そして、これ

を生業資金に限定するか、それとも生

活資金にまで拡大するかについては、

政府と与党の間にかなり長い間ござ

たが続いた結果、最近に至って、つい

に議員立法として、生活資金にまで利

用せしむる趣旨の法案を提案するに至つたのであります。が、自民党的農地

問題協議会は、さらに本格的な地主補

償として、二千数百億の巨額に上る交

換とし、しかも、再検討の理由はこの

ようにしての党利党略以外の何ものでもな

いと断じても決して過言ではないと思

うのであります。(拍手)

ところで、河野農相は、両法案と

関連し、地主補償問題について、委員

周知の通りであります。(拍手)

旧地主の補償については、二十八年の最高裁の判決、すなわち、農地改革における農地の買取価格は適正であるとの最終決定によつて結論が出、その後政府も同判決に基づいて、しばしば

池田総理に対しても、総理の所信をただしたのであります。が、総理は、党の交付金交付

法案についてまだ報告を聞いていた

指摘して、総理の所信をただしたのであります。が、総理は、党の交付金交付

法案についてまだ報告を聞いていた

こと、このように河野農相の考え方の相違を指摘して、総理の所信をただしたのであります。が、総理は、党の交付金交付

法案についてまだ報告を聞いていた

けて、法制上のことさら不在地主を認めようとするよしなやり方や、さらに先ほど第二の反対理由の際に述べたよくな反動的な改正とが相待つて、旧地主や反動政治家に補償請求の口実と勇氣を与えておることは明白な事実であります。(拍手)かくのごとき改悪をえてなさんとする政府の意図那辺にありやを疑わざるを得ないのであります。

もちろん旧地主の中にも、実際に生活に困つておるお気の毒な方のあることは事実であり、従つて、このよくな方に對して、國が社会保障の立場であたたかい手を差し伸べることについては、われわれも当然と考えるのであります。

農地補償については、日本社会党は絶対反対であり、従つて、意識的であるかいなかはしばらくおくといたしまして、いやしくもこれを促進する結果を招くことが明らかだ、このよくな法の改悪については、どうていこれを許すわけには参らないであります。(拍手)

以上、私は、反対の理由としておもなる点を三つあげ、説明いたしたのであります。これをするに、本両法案は、共同經營のための農事組合法並びにその農地等の権利取得に関する規定整備を除いては、何ら農業の近代化と農民の福祉増進に役立つものではなく、反対に農村の民主化を妨げ、

農民の窮乏に拍車をかけるきわめて悪質な反動立法であつて、われわれの断じて容認し得ないところであります。

最後に、一言申したいのは、わが党の公開質問状に対する政府並びに自民の無責任な態度についてであります。三月三十日、わが党は、最近の反動による自民党政府の農政に対し、強くその反省を求める意味において、池田總理並びに池田自民党總裁に対して公開質問状を発し、本月五日までに回答を要求したのであります。今日に至るも、いまだ何らの回答がないのであります。まことに遺憾しこと/or>われわれも当然と考えるのであります。

田總理並びに池田自民党總裁に対し、このことだけでも政府並びに自民党が、農政について、全く自信喪失していることをみずから告白していると申すべきであります。(拍手)

この際、政府は、飽くことを知らない食欲な独占資本の労働農民搾取に法律と国費をもつてお手伝いしているようない今の反動農政を一日も早く改め、ほんとうに農民が明るい平和な農村を喜び、すべての国民とともに、平和憲法が保障していることへ健康で文化化的な毎日を楽しむことができるよう、正しくしかも愛情に満ちた農政の方途を再検討することこそ、緊急の責務であるということを最後に警告(拍手)

○副議長(原健三郎君) 米山恒治君。
〔米山恒治君登壇〕

○米山恒治君 私は、自由民主党を代表いたしまして、ただいま議題となつております農地法の一部を改正する

まず第一に、農地法の基本原則を逸脱しない範囲におきまして、農地等の所有制限を緩和して、自立家族農業經營の育成強化をはかるとしているの

であります。

第二に、農事組合法人を初め、農業討論をいたしましたいと思うものであります。法律案並びに農業協同組合法の一部を改正する法律案に対しまして、賛成の

改正する法律案に対しまして、賛成の討論をいたしましたいと思うものであります。法律案並びに農業協同組合法の一部を改正する法律案に対しまして、賛成の

改正する法律案に対しまして、賛成の

措置のほか、政府・自民党においては、農業基本法の具体的実施にあたりまして、農業近代化資金を初めとする各種金融措置や、農業基盤整備のための事業等、農業經營を發展させるためのものもろの施策を行なつていいこうと相待つて、わが国の農業の近代化、合理化と農業生産力の飛躍的な發展を

はかるうとしているのであります。

これに対し、日本社会党から提案された、農業生産組合は、その事業を農業經營のみに限定し、また、組合員全員に事業従事義務を課すといふ、農民の自主的意欲を無視したものでありまして、家族農業經營を中心とするところのわが国の農業の実態には全くそぐわないものと断ぜざるを得ないのです。(拍手)日本社会党

が、全国耕作農民の心からなる要望を無視し、單に抽象的な観念に固執して、両案に対し反対をされますことは、全國六百万農家のためにも、私は、最も時宜に適した措置であると考

理化という要請にこたえるために、

この二つの法案は、農業基本法に基づく具体的施策の一環として、農業經營規模の拡大と農業經營の近代化、合

遺憾の意を表せざるを得ないのであります。(拍手)

私は、ここに、両改正案が、日本農業の実情に最も適合するものであるとの趣意を申し述べまして、両法案に對し、賛成の意を表する次第であります。(拍手)

○副議長(原健三郎君) これにて討論は終局いたしました。

両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告の通り可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○副議長(原健三郎君) 起立多數。よつて、両案とも委員長報告の通り可決いたしました。

午後三時四十五分散会

出席國務大臣
内閣総理大臣 池田 勇人君
農林大臣 河野 一郎君
通商産業大臣 佐藤 栄作君
国務大臣 藤山愛一郎君

出席政府委員
総理府給務長官 小平 久雄君
自治政務次官 大上 司君

大森 玉木君

逢澤 寛君

大森 玉木君

大原 亨君

武藤 山治君

○朗読を省略した議長の報告

(法律公布奏上及び通知)

一、昨十九日、次の法律の公布を奏上し、その旨參議院に通知した。

建築物用地下水の採取の規制に関する法律

(政府委員承認)

一、昨十九日、清瀬議長は、池田内閣総理大臣申出の、次の者を第四十回国会政府委員に任命することを承認した。

一、昨十九日、清瀬議長は、池田内閣総理大臣申出の、次の者を第四十回

国会政府委員に任命することを承認した。

一、昨十九日、清瀬議長は、池田内閣

総理大臣申出の、次の者を第四十回

国会政府委員に任命することを承認した。

地方行政委員

宇野 宗佑君

社会労働委員 堂森 芳夫君

農林水産委員

藤井 勝志君

亀岡 高夫君

大沢 雄一君

赤城 宗徳君

田中 角榮君

福永 一臣君

前尾繁三郎君

大蔵委員

久保鶴松君

武藤 山治君

大原 亨君

中村 英男君

草野一郎平君

建設委員

山田 長司君

予算委員

久保田鶴松君

決算委員

大沢 雄一君

芳賀 貢君

農林水産委員

草野一郎平君

横路 節雄君

人事院事務総局管理局長 岡田 勝二

人事院事務総局職員局長 大塚 基弘

労働省婦人少年局長 谷野 せつ

建設委員

龟岡 高夫君

勝井 勝志君

予算委員

山田 長司君

建設委員

久保田鶴松君

決算委員

大沢 雄一君

芳賀 貢君

農林水産委員

草野一郎平君

横路 節雄君

人事院事務総局管理局長 岡田 勝二

人事院事務総局職員局長 大塚 基弘

労働省婦人少年局長 谷野 せつ

建設委員

龟岡 高夫君

勝井 勝志君

予算委員

山田 長司君

建設委員

久保田鶴松君

決算委員

大沢 雄一君

芳賀 貢君

農林水産委員

草野一郎平君

横路 節雄君

人事院事務総局管理局長 岡田 勝二

人事院事務総局職員局長 大塚 基弘

労働省婦人少年局長 谷野 せつ

建設委員

龟岡 高夫君

勝井 勝志君

予算委員

山田 長司君

建設委員

久保田鶴松君

決算委員

大沢 雄一君

芳賀 貢君

農林水産委員

草野一郎平君

横路 節雄君

人事院事務総局管理局長 岡田 勝二

人事院事務総局職員局長 大塚 基弘

労働省婦人少年局長 谷野 せつ

建設委員

龟岡 高夫君

勝井 勝志君

予算委員

山田 長司君

建設委員

久保田鶴松君

決算委員

大沢 雄一君

芳賀 貢君

農林水産委員

草野一郎平君

横路 節雄君

人事院事務総局管理局長 岡田 勝二

人事院事務総局職員局長 大塚 基弘

労働省婦人少年局長 谷野 せつ

建設委員

龟岡 高夫君

勝井 勝志君

予算委員

山田 長司君

建設委員

久保田鶴松君

決算委員

大沢 雄一君

芳賀 貢君

農林水産委員

草野一郎平君

横路 節雄君

人事院事務総局管理局長 岡田 勝二

人事院事務総局職員局長 大塚 基弘

労働省婦人少年局長 谷野 せつ

建設委員

龟岡 高夫君

勝井 勝志君

予算委員

山田 長司君

建設委員

久保田鶴松君

決算委員

大沢 雄一君

芳賀 貢君

農林水産委員

草野一郎平君

横路 節雄君

人事院事務総局管理局長 岡田 勝二

人事院事務総局職員局長 大塚 基弘

労働省婦人少年局長 谷野 せつ

建設委員

龟岡 高夫君

勝井 勝志君

予算委員

山田 長司君

建設委員

久保田鶴松君

決算委員

大沢 雄一君

芳賀 貢君

農林水産委員

草野一郎平君

横路 節雄君

人事院事務総局管理局長 岡田 勝二

人事院事務総局職員局長 大塚 基弘

労働省婦人少年局長 谷野 せつ

建設委員

龟岡 高夫君

勝井 勝志君

予算委員

山田 長司君

建設委員

久保田鶴松君

決算委員

大沢 雄一君

芳賀 貢君

農林水産委員

草野一郎平君

横路 節雄君

人事院事務総局管理局長 岡田 勝二

人事院事務総局職員局長 大塚 基弘

労働省婦人少年局長 谷野 せつ

建設委員

龟岡 高夫君

勝井 勝志君

予算委員

山田 長司君

建設委員

久保田鶴松君

決算委員

大沢 雄一君

芳賀 貢君

農林水産委員

草野一郎平君

横路 節雄君

人事院事務総局管理局長 岡田 勝二

人事院事務総局職員局長 大塚 基弘

労働省婦人少年局長 谷野 せつ

建設委員

龟岡 高夫君

勝井 勝志君

予算委員

山田 長司君

建設委員

久保田鶴松君

決算委員

大沢 雄一君

芳賀 貢君

農林水産委員

草野一郎平君

横路 節雄君

人事院事務総局管理局長 岡田 勝二

人事院事務総局職員局長 大塚 基弘

労働省婦人少年局長 谷野 せつ

建設委員

龟岡 高夫君

勝井 勝志君

予算委員

山田 長司君

建設委員

久保田鶴松君

決算委員

大沢 雄一君

芳賀 貢君

農林水産委員

草野一郎平君

横路 節雄君

人事院事務総局管理局長 岡田 勝二

人事院事務総局職員局長 大塚 基弘

労働省婦人少年局長 谷野 せつ

藤山発言と経済政策に関する緊急質問(松原喜之次君提出)

災害対策基本法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、災害対策基本法の施行にそなえ、同法及び関係法律について規定の整備を行なうとするもので、その要旨は次のとおりである。

第一 災害対策基本法の改正に関する事項

(1) 国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼすべき異常かつ激甚な非常災害が発生した場合においては、内閣総理大臣は中央防災会議に諮つて災害緊急事態の布告を発することができるものとし、この場合二十日以内に国会に付議して、その承認を求めなければならぬこととする。またこの布告を出したときは臨時に緊急災害対策本部を設置するものとする。なお、緊急の必要ある場合において、国会が閉会中又は衆議院が解散中であり、かつ臨時国会の召集

1 その供給が特に不足している生活必需物資の配給又は譲渡若しくは引渡しの制限若しくは禁止
2 災害応急対策若しくは災害復旧又は国民生活の安定のため必要な物の価格又は役務その他給付の対価の最高額の決定

3 賃金、災害補償の給付金その他の労働関係に基づく金銭債務の支払及びそのためにする銀行その他金融機関の預金等の支払以外の金銭債務の支払の延期及び権利の保存期間の延長

(2) 災害救助対策協議会を廃止

災害救助対策協議会を廃止するとともに、救助費に対する国庫負担の拡充等を行なうものとすること。

非常災害時における市町村長の応急措置に関する規定を削除するとともに、地方公共団体が支給することができる手当の種類に災害派遣手当を加えるものとするること。

(3) 消防組織法の改正

市村町が作成する消防計画は防災計画に基づいて作成するものとすること。

(4) 有線電気通信法、公衆電気通信法、總理府設置法及び自衛隊法を改正して、災害に関する警報の伝達等についての

有線電気通信設備及び専用公

を決定し、又は參議院の緊急集会を求めてその措置をまつたまがないときは、内閣

は、次の事項について必要な措置をとるため政令を制定す

ることができるものとすること。

は政令制定の承認を求めなければならないものとするなど

(2) 中央防災会議の委員に指定

行政機関の長のほか学識経験のある者を加えるものとする

二 議案の可決理由

衆議院会議録第三十九号 議案に関する報告書

衆電気通信設備の使用等の規定の整備を行なうこと。

灾害対策基本法案の災害緊急事態に関する諸規定は、前国会で本法成立の際、さらに慎重を期するため懸案事項として一応削除されたものであるが、今次改正案は、前条に若干の修正を加えて提出されたものであつて、災害緊急事態に対処するためとられるべき措置についても厳格な制約が加えられられておるので濫用のおそれがない、妥当な措置と認める。また関係法律の規定の整備も至当のものと認め、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三、政府は、災害緊急事態の布告及び緊急措置に関する政令の制定に關する制度の運用について、かりに由来する事態における經濟的規制以外に擴張されることのないよう厳に留意すべきである。

一 議案の要旨及び目的

恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

現在、旧軍人及び昭和二十八年十二月三十一日以前に退職した文官並びにこれらの遺族の年金たる恩給の額は、一万五千円ベースの俸給額に相応する仮定俸給年額を基準として算定され

ているが、これらの恩給額を次のように増額すること。

海岸侵蝕及び高潮対策その他の工

(1) 公務扶助料、増加非公務死扶助料及び特例扶助料は、二万四千円ベースの俸給額に相応する仮定俸給年額を基礎として計算した年額(三十六%前後増)に引き上げ、昭和三十七年十月から引上げ額の半額を、昭和三十九年七月(七十歳以上の者については昭和三十八年十月)から引上げ額の全額を増給する。

(2) 普通恩給及び普通扶助料は、完全二万円ベースの俸給額に相応する仮定俸給年額を基礎として計算した年額(二十分%前後増)に引き上げ、昭和三十七年十月から引き上げ額の半額を、昭和三十九年七月(七十歳以上の者については昭和三十八年十月)から引上げ額の全額を増給する。

(4) 傷病年金は、二万四千円ベースの俸給額を基準とした年額に引き上げ、昭和三十八年七月から増給する。

二 議案の可決理由

本案は、最近の経済情勢にからみ、恩給給与の公正を期するた

(5) 以上の措置は、傷病關係恩給受給者、妻及び子以外の者については六十歳に達するまで停止する。

2 昭和二十九年一月一日以後に退職した文官及びその遺族の年金たる恩給の類についても、前記1の増額に準ずる所要の措置を講じ、なお、普通恩給について多額所得者に対する恩給停止が講じられるべき事項を調整すること。

3 刑に処せられたこと又は懲戒処分等により年金たる恩給を受ける権利又は資格を失つた者のうち、旧治安維持法の廃止に伴う法令、恩赦に関する法令又は執行猶予期間の徒過等により刑の免除又は懲戒等の処分の免除を受けた者については、昭和三十七年十月からその年金たる恩給を受ける権利又は資格を取得させること。

昭和三十七年四月十九日
内閣委員長 中島 茂喜
衆議院議長 清瀬一郎殿
右報告する。

3 不当な景品類の提供及び不当表示については、私的独占禁止法による審査審判の手続を経ないで、排除命令によつて、迅速かつ効果的に差止め等の措置を行なうこととする。

4 これらの規制手続と平行して、事業者が、景品類及び表示によって、公正競争規約を締結し、自主动的に不当な行為を規制できることとする。

1 公正取引委員会は、事業者が提供する景品類について、その限度等を定め、又は提供を禁止することができる。

2 公正取引委員会が指定する広告その他の表示について、一定の方法の表示を禁止することができる。

め、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

3 本案施行に要する経費

昭和三十七年四月十九日
商工委員長 早稲田柳石清
衆議院議長 清瀬一郎殿
〔別紙〕

1 議案の要旨及び目的
不當景品類取り扱い不當表示防止法
(内閣提出)に関する報告書

近年、消費者からきびしい批判が出ており景品付販売(懸賞付販売を含む)の行き過ぎや、例えば「せ牛かん問題」にみられるような不当な表示が増大している。これを防止するため、独占禁止法の特例法を定め、その運用を迅速かつ効果的な規制を行なうことにより、一般消費者の利益を保護する措置として、有効適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

2 議案の可決理由
本案は、不当な景品類及び不当表示について、これらに関する迅速かつ効果的な規制を行なうことと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

3 本案は、最近の経済情勢にからみ、恩給給与の公正を期するた

め、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

4 本案は、現在農地法が去る昭和二十二年に実施された農地改革の成果を維持するため農地等の権利移動に関し各種の規制を行なつているのであるが、最近における農業および農業をとりまく諸事情の変転に対応して、自立經營たる家族農業經營を育成し、農業經營の協業化を容易にするようにするた

昭和三十七年四月二十日 衆議院会議第三十九号 議案に関する報告書

め、農地等の権利の取得について、その取得の結果、最高制限面積（農地、内地平均三町歩、北海道二二町歩）をこえる場合でも取扱者が主として自家労力により効率的な経営を行なう場合には、その権利取得を認め、農業協同組合法の改正により設立せらることになる農事組合法人のほか、合名会社、合資会社又は有限会社であつて農業の共同經營体としての適格要件を備えるものを農業生産法人として、これに新たに農地等の権利の取得を認めることとし、又、農業協同組合法の改正規定により信託事業を行なう農業協同組合が、農地等の信託の引受けにより所有権を取得し又は信託の終了により委託者に所有権の移転をする場合には、都道府県知事の許可を要しないこととする等の措置を講じようとするものである。

二 議案の可決理由

本案は、最近における農業事情その他の事情の推移にかんがみて自立經營たる家族農業經營を育成し、農業經營の協業化を容易にさせるようにする上に妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

め、農地等の貸付信託の実施に当たつては、その信託期間を可能なる限り長期間になるよう指導しもつて借受け耕作農民の經營の安定を図ること。

三 本案施行に要する経費

昭和三十七年度一般会計予算に農地信託等促進費補助金として八千五百一十七万四千円が計上されている。

右報告する。
昭和三十七年四月十九日
農林水産 委員長 野原 正勝

衆議院議長 清瀬 一郎殿

[別紙]

農地法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、左記各項に留意して法律の施行に当たるべきである。

記

一 改正後の農地法第三条第二項第三号及び第四号の規定により都道府県知事が農地等の権利移動に関する許可をするに当たつては、農地制度の趣旨に背反しないよう厳格な運用を行なうこと。

二 農業協同組合の行なう農地等の信託事業の運営に当たつては、これが農地法の基本理念にもとどることとならないよう十分留意すること。

三 農地等の貸付信託の実施に当たつては、その信託期間を可能なる限り長期間になるよう指導しつて借受け耕作農民の經營の安定を図ること。

四 農地等の取得資金について長期低利の新融資制度の設置を検討すること。

五 農業經營の合理化と農業經營規模の拡大強化に資するため、速やかに相続の際の經營細分化の防止に関する特別の措置について検討すること。

の協業の助長、農地等についての権利の設定または移転の円滑化を図ることを要請しているのである。

農業に係る共同利用施設の設置、農業の共同化に関する事業または、農業の經營を行なうことをそなへ、その趣旨の実現を図るために、その趣旨の実現を図るために、

農業に係る共同利用施設の設置、農業の共同化に関する事業または、農業の經營を行なうことをそなへ、その趣旨の実現を図るために、

農業協同組合法の一都を改正する法律案に対する附帯決議

記

一 改正後の農地法第三条第二項第三号及び第四号の規定により都道府県知事が農地等の権利移動に関する許可をするに当たつては、農地制度の趣旨に背反しないよう厳格な運用を行なうこと。

二 農業協同組合の行なう農地等の信託事業の運営に当たつては、これが農地法の基本理念にもとどることとならないよう十分留意すること。

三 農地等の貸付信託の実施に当たつては、その信託期間を可能なる限り長期間になるよう指導しつて借受け耕作農民の經營の安定を図ること。

四 農地等の取得資金について長期低利の新融資制度の設置を検討すること。

五 農業經營の合理化と農業經營規模の拡大強化に資するため、速やかに相続の際の經營細分化の防止に関する特別の措置について検討すること。

六 農事組合法人の健全な発展を図るため、農業協同組合と農事組合法人との間に無用のまざつを生ずることがないようにする等農事組合法人に対する万全の指導助成に努めること。

右決議する。

衆議院会議録第三十七号中正誤

ペシ段	行	誤	正
八全	四	の適當	不適當
六六	二	末政策は、中政策は、中	小企
シ	三	五中小企業	中企業
ハセ	シ	元サー・ポイキー・ポイ	ント
全	シ	二解法	解決

昭和三十七年四月二十日 衆議院会議録第三十九号

明治二十五年三月三日第二種郵便物認可

定価	一部	十五円
(但し良質紙は二十円)	(配達料共)	
発行所	東京都新宿区市谷本村町一五 大藏書印刷局	
電話九段三一	音響課	

九五一